## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

**【提出日】** 平成20年6月25日

【事業年度】 第64期(自 平成19年11月1日 至 平成20年3月31日)

【会社名】株式会社ベリテ【英訳名】VØritØ Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO ニレーシュ・ラティラル・セダニ

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町三丁目33番8号

【電話番号】 045(415)8800

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長 ジョージ・マシュー

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町三丁目33番8号

【電話番号】 045(415)8800

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長 ジョージ・マシュー

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部【企業情報】

# 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第59期	第60期	第61期	第62期	第63期	第64期
	平成16年1月	平成17年1月	平成18年1月	平成19年1月	平成19年10月	平成20年3月
(1) 連結経営指標等						
売上高(百万円)	17,392	16,376	15,753	13,719	8,861	5,491
経常損益(百万円)	122	245	232	514	933	272
当期純損益(百万円)	26	391	205	1,199	1,545	215
純資産額(百万円)	11,272	10,750	10,633	10,892	9,342	9,411
総資産額(百万円)	17,540	16,166	16,249	15,359	13,823	13,307
1株当たり純資産額(円)	676.31	644.51	629.25	551.58	449.98	454.15
1株当たり当期純損益金額(円)	1.75	23.45	12.33	70.60	91.03	11.92
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 金額(円)	-	-	-	-	-	9.34
自己資本比率(%)	64.3	66.5	65.5	70.9	67.5	70.7
自己資本利益率(%)	0.2	3.6	1.9	11.1	15.3	2.3
株価収益率(倍)	0.2	5.0	1.9	11.1	13.3	14.9
営業活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-	-	-	14.9
(百万円)	72	363	806	203	350	305
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	281	40	271	83	342	154
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	707	344	472	1,473	48	500
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	1,627	1,045	983	2,586	2,530	2,489
従業員数	553	558	573	538	513	519
[外、平均臨時雇用者数](人)	[ 181]	[ 153]	[ 139]	[ 116]	[ 89]	[ 90]
(2) 提出会社の経営指標等						
売上高(百万円)	17,158	16,145	15,507	13,489	8,692	5,467
経常損益(百万円)	99	300	215	470	892	264
当期純損益(百万円)	37	334	252	1,263	1,480	214
資本金(百万円)	3,022	3,022	3,022	3,772	3,772	3,772
	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式 18,404,825 A種優先株式 375,000	普通株式 19,654,825 A種優先株式 250,000	普通株式 19,654,825 A種優先株式 250,000
発行済株式総数(株)	18,404,825	18,404,825	18,404,825	B種優先株式 125,000 C種優先株式 125,000	B種優先株式 125,000 C種優先株式 125,000	B種優先株式 125,000 C種優先株式 125,000
純資産額(百万円)	11,231	10,769	10,604	10,788	9,303	9,376
総資産額(百万円)	17,489	16,183	16,214	15,208	13,780	13,271
1株当たり純資産額(円)	674.02	645.61	627.53	546.12	448.48	452.58
1株当たり配当額	3.00	3.00	3.00	-	-	-
(内1株当たり中間配当額)(円)	( -)	( -)	( -)	( -)	( -)	( -)
1株当たり当期純損益金額(円) ( は損失)	2.26	20.08	15.11	74.38	87.19	11.86
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 金額(円)	-	-	-	-	-	9.29
自己資本比率(%)	64.2	66.5	65.4	70.9	67.5	70.7
自己資本利益率(%)	0.3	3.1	2.4	11.8	14.7	2.3
株価収益率(倍)	-	-	-	-	-	15.0
配当性向(%)	-	-	-	-	-	-
従業員数	545	546	559	528	512	518
[外、平均臨時雇用者数](人)	[ 176]	[ 147]	[ 130]	[ 109]	[ 85]	[ 87]

<sup>(</sup>注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

<sup>2.</sup>潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、第59期から第63期は1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

EDINET提出書類 株式会社ベリテ(E03181) 有価証券報告書

- 3.第62期の連結及び提出会社の当期純損失の大幅な増加は、固定資産の減損に係る会計基準適用に伴う減損損失の計上等によるものであります。
- 4. 平成18年11月30日開催の臨時株主総会において、決算期を従来の1月31日から3月31日とする定款の一部変更を行いました。従いまして、第63期は平成19年2月1日より平成19年10月31日までの9ヶ月、第64期(当連結会計年度)は平成19年11月1日より平成20年3月31日までの5ヶ月の変則決算となっております。なお、当社の決算期変更に伴い、連結子会社も決算期を変更しております。

# 2 【沿革】

年月	事項
昭和23年5月	東京都品川区に株式会社大久保時計店を設立。
	時計・眼鏡・宝飾品の小売販売及び修理を開始。
昭和37年5月	東京都立川市、中武デパート(現 フロム中武)に立川店を出店しチェーンストアの第一歩をふみ
	だす。
昭和40年6月	株式会社大久保時計店より株式会社オオクボに商号変更。
昭和42年11月	東京都目黒区、目黒ステーションビル(現 アトレ目黒店)に宝飾品の専門店第1号店舗として目
	黒店を出店し、駅ビル出店を開始。
昭和46年12月	大阪市北区梅田、阪急ファイブに大阪店を出店し、近畿へ進出。
昭和50年9月	宮城県仙台市、ダイエー仙台店に仙台店を出店し、東北へ進出。
昭和53年9月	札幌市中央区、札幌駅地下街に札幌店を出店し、北海道へ進出。
昭和54年2月	小山店を株式会社ジュエリーオオクボへ営業譲渡。
昭和55年11月	商品仕入部門を株式会社サンジュエルへ営業譲渡。
昭和57年11月	本社を東京都渋谷区に移転。
昭和61年8月	新ブランドショップ「フェアリー」の店舗展開を開始。
昭和62年9月	物流・在庫統制の一体化を図るため、子会社株式会社サンジュエルより営業の全部を譲り受ける。
昭和63年2月	経営基盤強化のため株式会社ジュエリーオオクボを吸収合併。
	チェーンオペレーションの効率化を図るためPOSシステムを導入。
平成元年3月	福岡市中央区天神、ソラリアプラザに福岡店を出店し、九州へ進出。
平成3年4月	株式会社オオクボより株式会社ジュエル ベリテ オオクボに商号変更。
平成3年7月	店舗網強化のため株式会社サンオオクボの全株式を取得し子会社とする。
平成3年9月	東京証券取引所市場第二部に上場。
平成5年4月	徳島県徳島市に徳島店を出店し、四国へ進出。
平成7年1月	子会社株式会社サンオオクボの全株式を譲渡する。
平成7年10月	メガネ部門の効率化のため株式会社オプティックベリテを設立する。
平成9年9月	東京都台東区東上野に物流センターを設置。
平成9年10月	新ブランドショップ「ラ・ベリテ」の店舗展開を開始。
平成11年4月	店舗運営効率上の観点から1店舗を子会社化し、株式会社ジュエリーシノンを設立。(現・連結子
	会社)
平成11年6月	本店所在地を東京都品川区から東京都渋谷区に変更。
平成13年5月	茨城県取手市、取手ボックスヒル店へインストアとして宝飾工房第1号店を設置する。
平成16年2月	株式会社GBを設立する。
平成17年2月	セントラル宝飾工房・E コマース事業部を設置。
平成17年8月	株式会社ジュエル ベリテ オオクボより株式会社ベリテに商号変更。
平成18年2月	物流の効率化を図るため、株式会社ソバック(現・連結子会社)を設立する。
平成18年6月	連結子会社の株式会社オプティックベリテの全株式を譲渡する。
平成18年12月	本社を神奈川県横浜市に移転。
平成19年2月	フランス・ソシエテ・デュ・フィガロとのサブライセンス契約を締結する。
平成19年9月	FIGAROとのコラボレーションによる新ブランド「フィガロ・パー・ベリテ」の店舗展開を開始。
平成19年10月	連結子会社の株式会社GBから全事業を譲り受ける。

#### 3【事業の内容】

当社グループ (当社及び当社の関係会社)は、当社及び連結子会社3社で構成され、これらの主要な事業内容及び当社と連結子会社の当該事業における位置づけは、次のとおりであります。

## (宝飾品関連事業)

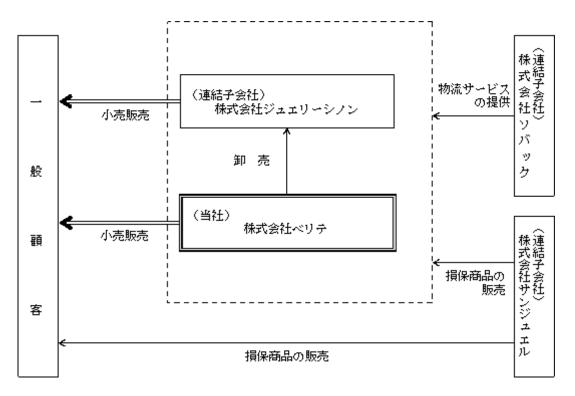
当社は宝飾品の小売販売を行っております。また、株式会社ジュエリーシノンに対して当社商品の卸売を行い、それを同社は小売販売をしております。

## (その他の事業)

保 険:株式会社サンジュエルは、損害保険代理業を営んでおり、当社、株式会社ジュエリーシノン及び一般顧客に対して損害保険商品の販売を行っております。

物流サービス:株式会社ソバックは、当社及び株式会社ジュエリーシノンに対して物流サービスの提供を 行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと、次のとおりであります。



(注)図の内容は平成20年3月31日現在の状況であります。

## 4【関係会社の状況】

		資本金		議決権の			関係内容		
名称 -	住所	(百万円)	主要な事業内容	所有割合 (%)	役員の 兼任等	資金援助	営業上の取引	設備の賃 貸借	業務提 携等
(連結子会社)									
(株)サンジュエル	神奈川県 横浜市	31	損害保険代理業	100.0	3	無	損害保険商品 の購入	事務用建 物の賃貸	無
(株)ジュエリーシノン	神奈川県 横浜市	50	宝飾品小売	100.0	3	無	当社商品の卸 売上	店舗用設 備の賃貸	無
(株)ソバック	東京都 台東区	24	ロジスティック 地金買取	70.9	2	無	物流の委託	-	無

- (注)1.上記子会社は特定子会社に該当しません。
  - 2 . 上記子会社の中で有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
  - 3.上記子会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上を除く。)の連結売上高に占める割合がそれぞれ100分の10以下であるため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

#### 5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

事業の種類別セグメントを記載していないため、事業部門別の従業員数を示すと次のとおりとなります。

平成20年3月31日現在

事業部門の名称	従業員数 (人)
宝飾品関連事業	519 [89]
その他の事業	- [1]
合計	519 [90]

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。

#### (2)提出会社の状況

平成20年3月31日現在

従業員数(人)	平均年令(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
518 [87]	36.3	8.5	4,485,112

- (注)1.従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は「一内に年間の平均人員を外数で記載しております。
  - 2. 平均年間給与(税込み)は、基準外賃金及び賞与が含まれております。
  - 3. 平均年間給与(税込み)は、5ヶ月分の賃金を12ヶ月分に換算して計算しております。

#### (3)労働組合の状況

労働組合との間に特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

## 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国サブプライムローン問題に端を発した国際金融市場の動揺や世界経済の減速、エネルギー・原材料価格の高騰などがみられ、不透明感が強まっております。

このような状況のもと、当社グループは、「なんでもない日を、うつくしく」をブランドスローガンとして、一日一日を大切に過ごす女性にとって、一緒に歩いていけるような共感と、手に届くきれいを約束する存在として、いちばん身近にいるブランドを目指し、カジュアルでありながら、洗練さと、親しみのある店舗の実現に向けた取り組みを行っております。店頭ビジュアルボードの採用や店頭ツールの刷新など店舗イメージの明確化や店舗スタッフをジュエリー・コンシェルジュと位置づけ、「誠実さ」「おもてなしの心」に「親しみ」を加えた接客・応対による店頭販売の強化を図ってまいりました。

当社グループが1997年6月より行っているお客様からの信頼性の高い「地金下取りサービス」及びお客様の要望に沿ってお客様の大切なジュエリーの価値を蘇らせる修理・リフォームサービスが好調に推移し、また、固定顧客の皆様に満足いただけるイベントとして顧客展示会を計画的に開催することにより、お客様満足度の向上と新規顧客獲得に貢献しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は5,491百万円となりました。利益面におきましては、販売費及び一般管理費の 削減により営業利益237百万円、経常利益272百万円、当期純利益215百万円となりました。

なお、当連結会計年度は決算期変更に伴い5ヶ月となっているため、前期比較についての記載は行っておりません。

#### (2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物 (以下「資金」という。)の残高は、期首残高に比べ40百万円減少し、当連結会計年度末には2,489百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。なお、当連結会計年度は決算期変更に伴い5ヶ月決算となっているため、前期比較は行っておりません。

## (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動による資金の増加は305百万円となりました。これは主に、たな卸資産の増加210百万円によるキャッシュ・フローの減少があったものの、仕入債務の増加352百万円によるキャッシュ・フローの増加及び税金等調整前当期純利益248百万円によるものであります。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動による資金の増加は154百万円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出129百万円があったものの、投資有価証券の売却による収入223百万円及び敷金・差入保証金の回収による収入119百万円があったことによるものであります。

## (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動による資金の減少は500百万円となりました。これは主に、短期借入金の返済500百万円によるものであります。

## 2 【販売及び仕入の状況】

## (1) 販売実績

商品別	当連結会計年度 (自 平成19年11月1日 至 平成20年3月31日)		
	金額(百万円)	前期比(%)	
〔宝飾品関連事業〕			
ダイヤ指輪	976	-	
その他の指輪	915	-	
ネックレス	1,711	-	
装身具その他宝石	1,734	-	
〔その他の事業〕			
物流サービス・損害保険等	154	-	
合計	5,491	-	

<sup>(</sup>注)決算期変更により5ヶ月決算となっておりますので、前期との比較は行っておりません。

## (2) 仕入実績

商品別	当連結会計年度 (自 平成19年11月1日 至 平成20年3月31日)		
	金額(百万円)	前期比(%)	
〔宝飾品関連事業〕			
ダイヤ指輪	405	-	
その他の指輪	419	-	
ネックレス	863	-	
装身具その他宝石	1,064	-	
〔その他の事業〕			
物流サービス・損害保険等	114	-	
合計	2,867	-	

<sup>(</sup>注)1.仕入高は、実際仕入額によって表示しております。

<sup>2.</sup>決算期変更により5ヶ月決算となっておりますので、前期との比較は行っておりません。

#### 3【対処すべき課題】

当社グループといたしましては、企業体質の改善を最重要課題と考え、中期経営方針として次の3つをあげております。それぞれに対処すべき課題は次のとおりです。

#### 収益体質への転換

店舗への商品供給体制を本部集中とするセントラルバイイング体制にすることによって、粗利益率のアップを図るとともに商品の効率的な供給を行ってまいります。

#### 成長への転換

市場の成熟とジュエリーに対する嗜好の変化と多様化に対応するために新規の業態を開発推進してまいります。 改革に向けた体制整備

ベリテの抜本的改革活動を行っていくための組織体制の整備を行い、戦略部門の機能強化を図っております。

また、当社は、平成20年4月15日開催の取締役会において、ディジコ・ホールディングス・リミテッドによる当社株式の公開買付けに賛同の意を表明いたしました。本公開買付けは平成20年4月18日から平成20年5月27日まで実施され、本公開買付けが成立したことに伴い、ディジコ・ホールディングス・リミテッドが当社の親会社となりました。当社グループは、親会社となったディジコ・ホールディングス・リミテッドの有する商品供給力と世界的なブランド力を活用することで、経営基盤の強化と収益基盤の安定を図ってまいります。

#### 4【事業等のリスク】

当社グループの事業等において、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は以下のとおりであります。なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日(平成20年6月25日)現在において当社グループが判断したものであります。

#### (賃借した建物の継続的使用について)

当社グループは、新規出店の際に賃貸借契約書を法人または個人と締結いたします。当該法人または個人が破綻等の危機に陥り、契約の継続が困難になった場合には当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

#### (出店保証金の回収について)

当社グループは、新規出店の際に営業保証金、敷金を法人または個人に支払う場合があります。当該法人または個人が破綻等の危機に陥ることによって営業保証金、敷金の回収が困難になった場合には当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

## (人材の確保・育成について)

当社グループは、新規出店等に伴う人材の確保・育成については、採用を適時行うとともに、従業員教育の専門部署による教育を行っております。しかしながら優秀な販売員の育成には時間がかかるため、店舗要員の確保の面において当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

#### (個人情報の管理について)

当社グループにおいては、グループ各社の顧客情報をそれぞれの会社ごとに管理しており、それぞれ情報管理責任者を設置して別個に情報管理をおこなっておりますが、何らかの予想外の原因により情報が流出した場合には、当社グループに対する社会的信用を失うことになり、業績に影響を与える可能性があります。

#### (災害等の発生による影響について)

当社グループは、国内において店舗または事務所の施設を保有しており、これらの施設が災害や犯罪等の発生による被害を被る可能性があり、その程度によっては、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。 (情報システムの障害について)

当社グループは、店舗及び事務所においてVPN(バーチャル・プライベート・ネットワーク)を構築し、業務に利用しておりますが、これらの施設のネットワーク障害や災害による機器の破損などの被害を被る可能性があり、その程度によっては業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(リボルビング・クレジット・ファシリティ契約における財務制限条項への抵触に伴うリスク)

当社グループは、平成17年9月22日付で株式会社みずほ銀行をエージェントとするリボルビング・クレジット・ファシリティ契約(平成19年6月29日付で一部変更)を締結ししております。平成20年3月末現在、借入残高はありませんが、この契約には各年度における連結の純資産の維持を確約する財務制限条項が付されており、それに抵触した場合には貸主の請求により借主は本契約にかかる一切の債務について期限の利益を喪失し、直ちにこれらの債務を弁済しなければならないこととなっております。

同条項が適用されますと、当社グループは期限の利益を喪失し、借入金を一括弁済することとなっており、今後の業績、財務状態の推移によっては、当社グループの財務状況、経営に影響を及ぼす可能性があります。

#### (継続企業の前提に関する注記について)

「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」において記載されておりますとおり、当社グループには継続企業の前提に関する重要な疑義が生じております。これは、前連結会計年度まで3期連続の営業損失を計上して

EDINET提出書類 株式会社ベリテ(E03181) 有価証券報告書

いることによるものであります。「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」に記載しておりますとおり、当該状況の解消を図るべく当社グループとして対策を講じてまいりますが、これらの対策が計画どおり進捗しなかった場合、予想していた収益が確保できない可能性があります。

- 5 【経営上の重要な契約等】 該当事項はありません。
- 6 【研究開発活動】 該当事項はありません。

#### 7 【財政状態及び経営成績の分析】

文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日(平成20年6月25日)現在において当社グループが判断 したものであります。

#### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たって採用している重要な会計方針は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載されているとおりであります。

当社グループの連結財務諸表の作成においては、損益又は資産の状況に影響を与える見積り、判断を必要としております。過去の実績やその時点で入手可能な情報を基に、合理的と考えられるさまざまな要因を考慮した上で、継続的に見積り、判断を行っておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループでは、見積り及び判断に影響を及ぼす重要な会計方針として以下のものがあると考えております。 貸倒引当金の計上基準

当社グループは、売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。将来、顧客の財政状態が悪化し、支払能力が低下した場合には、引当金の追加計上または貸倒損失が発生する可能性があります。

#### 投資有価証券の減損処理

当社グループは、投資有価証券を保有しておりますが、評価方法は時価のある有価証券については、決算期末日の市場価格等に基づく時価法を、時価のない有価証券については移動平均法による原価法を採用しております。時価のある有価証券は、決算期末日の市場価格等が取得価額に比べて50%以上下落している場合、または30%以上50%未満の範囲での下落が過去2年間にわたり継続している等の当社グループの定めた基準に基づき、下落が一時的でないものと判断される場合に減損処理を行っております。時価のない有価証券は、合理的な評価基準に基づき同様の処理を行っております。そのため、将来市況の悪化または投資先企業の業績不振等により、減損処理が必要となる可能性があります。

#### 固定資産の減損処理

当社グループは、「固定資産の減損に係る会計基準」において対象とされる固定資産及びリース資産について、店舗の営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる場合には減損の兆候があると判断し、減損処理をしております。そのため、今後の店舗の収益性の悪化等により減損損失が発生する可能性があります。

#### (2) 当連結会計年度の経営成績の分析

#### 経営成績

| 当連結会計年度における経営成績の概況については、「1| 業績等の概要」に記載しております。 財政状態

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末と比較して516百万円(3.7%)減少し、13,307百万円となりました。

#### (流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は、前連結会計年度末と比べ49百万円(0.5%)減少し、9,003百万円となりました。これは主に、たな卸資産が210百万円増加したものの、現金及び預金が293百万円減少したことによるものであります。

## (固定資産)

当連結会計年度末における固定資産の残高は、前連結会計年度末と比べ466百万円 (9.8%)減少し、4,304百万円となりました。これは主に、投資有価証券が383百万円減少したことによるものであります。

#### (負債の部)

当連結会計年度末における負債合計の残高は、前連結会計年度末と比べ585百万円(13.1%)減少し、3,896百万円となりました。これは主に、短期借入金の返済500百万円によるものであります。

#### (純資産の部)

当連結会計年度末における純資産は、前連結会計年度末と比べ69百万円 (0.7%)増加し、9,411百万円となりました。これは主に、当期純利益215百万円を計上したことにより利益剰余金が増加したものの、その他有価証券評価差額金が140百万円減少したことによるものであります。

## (3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

#### (4) 経営戦略の現状と見通し

「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載しております。

#### (5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

キャッシュ・フロー

当連結会計年度における連結ベースの現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の残高は、前連結会計年度末に比べ40百万円( 1.6%)減少し、当連結会計年度末には2,489百万円となりました。詳細は、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2)キャッシュ・フロー」に記載しております。

#### 資金需要

設備投資、運転資金、借入金の返済及び利息の支払ならびに配当及び法人税等の支払等であります。 資金の源泉

営業活動によるキャッシュ・フローにより、必要とする資金を調達することが基本的な方針であります。また、より効率的な調達を行うため、金融機関との間で総額20億円のリボルビング・クレジット・ファシリティ契約を締結しております。

#### (6) 経営者の問題認識と今後の方針について

「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載しております。

## 第3【設備の状況】

## 1【設備投資等の概要】

当社グループは、賃貸借店舗によって多店舗展開を推進する専門店チェーンを主としており、店舗の新設、改装が設備投資の中心となっております。当連結会計年度におきましては、提出会社による新規出店2店舗と1店舗の改装となりました。これによる当連結会計年度の設備投資の総額は67百万円であり、このうち主なものは新規出店に伴う造作・設備一式の有形固定資産によるものであります。

## 2【主要な設備の状況】

当社グループ(当社及び当社の連結子会社)における主要な設備は次のとおりであります。

(1)提出会社

平成20年3月31日現在

			従業員数			
事業所	設備の内容	建物	土地 (面積 m <sup>²</sup> )	その他	合計	(人)
東北地区 4店舗	販売設備	-	-	0	0	13 [4]
関東地区 68店舗	販売設備	119	97 (100.9)	121	338	286 [53]
中部地区 12店舗	販売設備	3	ı	8	12	40 [11]
近畿地区 14店舗	販売設備	3	-	7	10	59 [8]
中国地区 1 店舗	販売設備	-	-	-	-	3 [1]
四国地区 1 店舗	販売設備	1	ı	ı	1	4 [ - ]
本社 (神奈川県横浜市)	その他設備	15	1	25	40	107 [10]
事務所 (東京都台東区)	その他設備	0	1	0	0	6 [ - ]
保養所	その他設備	2	1 (2.5)	-	3	-

- (注) 1.帳簿価額のうち「その他」は工具器具及び備品の合計であります。なお、金額には消費税等を含んでおりません。
  - 2. 各地区に含まれる都府県は以下のとおりであります。

東北地区 宮城県、福島県

関東地区 茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

中部地区新潟県、静岡県、岐阜県、愛知県

近畿地区 三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県

中国地区 広島県

四国地区 徳島県

- 3.従業員数の〔〕は、臨時従業員数を外書しております。
- 4. 上記の他、リース契約による主な賃借設備は下記のとおりであります。なお、「店舗用ショーケース・什器及びOA機器・その他」の台数については多岐にわたるため表示しておりません。

名 称	台数	期間	年間リース料 (百万円)
本社コンピュータ (所有権移転外ファイナンス・リース)	一式	60カ月	4
店舗用ショーケース・什器及びOA機器・その他 (所有権移転外ファイナンス・リース)	-	60カ月	65

## (2) 国内子会社

特に記載すべき事項はありません。

EDINET提出書類 株式会社ベリテ(E03181) 有価証券報告書

3 【設備の新設、除却等の計画】 該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	39,375,000
A 種優先株式	375,000
B種優先株式	125,000
C 種優先株式	125,000
計	40,000,000

(注) 平成20年6月25日開催の定時株主総会において定款変更を決議し、A 種優先株式、B 種優先株式及びC 種優先株式の発行可能株式総数を削除し、普通株式の発行可能株式数を625,000株増加しました。なお、発行可能株式総数の変更はありません。

#### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成20年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成20年 6 月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	19,654,825	24,654,825	東京証券取引所 市場第二部	-
A 種優先株式	250,000	-	非上場	(注)1.
B種優先株式	125,000	-	非上場	(注)2.
C種優先株式	125,000	-	非上場	(注)3.
計	20,154,825	24,654,825	-	-

#### (注)1.A種優先株式発行要項

1)剰余金の配当

当社はA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)及びA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対して、剰余金の配当は行わない。

2)残余財産の分配

当社は、残余財産の分配をする場合には、以下の順序で行う。

- (1) 第一に、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、A種優先株式1株につき2,400円(以下「A種残余財産分配額相当額」という。)をB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)及びC種優先株式を有する株主(以下「C種優先株主」という。)又はC種優先株式の登録株式質権者(以下「C種優先登録株式質権者」という。)と同順位にて支払う。
- (2) 上記(1) に基づく残余財産の分配後、さらに残余がある場合には、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者、A種優先株式と同順位の種類株式の株主又は当該種類株式の登録株式質権者、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、A種優先株式及び他の種類株式については、当該時点において取得請求権が行使されたと仮定した場合に当該株式の株主が取得することができる普通株式の数を基準として、普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びC種優先株主又はC種優先登録株式質権者と同順位にて支払う。
- (3) A種残余財産分配額相当額は、A種優先株式について株式分割、株式併合、その他合理的に必要とされる事由が 発生した場合に、取締役会の定めるところにより適切に調整されるものとする。ただし、かかる調整は、上記事 項が行われる直前のA種優先株式の経済的価値を維持するものでなければならない。
- 3)議決権 A種優先株主は、株主総会において議決権を有する。
- 4)譲渡制限 譲渡制限は定めない。
- 5)単元株制度

A種優先株式の1単元の株式数は1,000株とする。当社は、1単元に満たない株式数を表示したA種優先株式にかかる株券を発行しない。A種優先株主は、単元未満株式売渡請求権を有しない。

6)取得請求権

EDINET提出書類 株式会社ベリテ(E03181) 有価証券報告書

A種優先株主は、払込期日の翌日以降、平成38年12月6日までに、以下に定める条件によりA種優先株式を取得し これと引換えに当社普通株式を交付することを請求することができる。

(1) 交付すべき普通株式の数

A 種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数の算定方法は、次のとおりとする。

交付すべき普通株式の数 = A種優先株主が取得請求のために提出したA種優先株式の払込金額の総額 交付価額

なお、交付すべき普通株式の数に1株未満の端数が生じた場合には当該端数を切り捨てるものとする。かかる場合、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(2) 交付価額

当初交付価額 1株当たり 金240円

交付価額の調整 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり交付価額を調整する。

( )株式の分割により当社の普通株式を発行する場合、以下の算式により交付価額を調整する。ただし、以下の算式における「発行済普通株式数」には、当社の有する当社の普通株式の数及び株式の分割により当社の有する当社の普通株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。

調整後交付価額 = 調整前交付価額 × 株式分割前発行済普通株式数 株式分割後発行済普通株式数

調整後の交付価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(ii) 当社の普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力を生ずる日をもって以下の算式により、交付価額を調整する。ただし、以下の算式における「発行済普通株式数」には、当社の有する当社の普通株式の数は含まないものとする。

調整後交付価額 = 調整前交付価額 × 株式併合前発行済普通株式数株式供合後発行済普通株式数

(iii) 当社は、A 種優先株式の発行後、下記(b) に揚げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「交付価額調整式」という。)をもって交付価額を調整する。

既発行普通株式数 + 発行・交付普通株式数 × 1 株当たりの払込金額

調整後 調整前 🗙 \_\_\_\_\_\_\_1株当たり時価

交付価額 <sup>-</sup> 交付価額 <sup>\*</sup> 既発行普通株式数 + 発行・交付普通株式数

- (a) 交付価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b) i) 乃至iii) の各取引に係る 基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の交付価額 を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社 普通株式数を控除したものとする。交付価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b) ii) 及びiii) の場合は下記(b) iv) で定める対価の額とする。
- (b) 交付価額調整式により A 種優先株式の交付価額の調整を行う場合及びその調整後の交付価額の適用時期 については、次に定めるところによる。
  - i)下記(c)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(無償割当ての場合を含む)(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く)

調整後の交付価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- ii) 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに下記(c) に定める時価を下回る対価(以下に定義される。)をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は下記(c) に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、A種優先株式と同時に発行される株式会社ベリテB種優先株式(以下「B種優先株式」という。)及び株式会社ベリテC種優先株式(以下「C種優先株式」という。)の発行を除く。)
- 調整後の交付価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- 上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の交付価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。
- iii) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得と引換えに下記(c) に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合
- 調整後の交付価額は、取得日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権に関して当該調整前にii)又はv)による交付価額の調整が行われている場合には、(あ)上記交付が行われた後の上記(a)に定める既発行普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株数を超えるときに限り、調整後の交付価額は、超過する株式数を交付価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、交付価額調整式を準用して算出するものとし、(い)上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本iii)の調整は行わないものとする。
- iv)上記ii)及びiii)における対価とは、当該株式又は新株予約権その他の証券若しくは権利の発行に際して払込みがなされた額(上記ii)における新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権その他の証券若しくは権利の所持人に交付される当社普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。
- v)上記i)及びii)の各取引において、各取引に係る基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記i)及びii)にかかわらず、調整後の交付価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。
- この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、A種優先株式の取得と引換えに当社普通株式を交付する取得請求権の行使をなした者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

株式数 = (調整前交付価額 - 調整後交付価額) × 調整削欠付価額により 当該期間内に交付された株式数

調整後交付価額

- この場合に1株未満の端数を生じたときは、その端数に調整後の交付価額を乗じた金額を支払う。ただし、1円未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
- (c) 交付価額調整式で使用する時価は、調整後の交付価額を適用する日(ただし、上記(b) v)の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

上記 に定める交付価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な交付価額の調整を行う。

- (i) 当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、 又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために交付価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により交付価額の調整を必要とするとき(ただし、B種優先株式及びC種優先株式の交付価額の調整の場合を除く。)。

(iii) 交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

交付価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する

交付価額の調整に際し計算を行った結果、調整後交付価額と調整前交付価額との差額が1円未満にとどまるときは、交付価額の調整はこれを行わない。ただし、その後交付価額の調整を必要とする事由が発生し、交付価額を算出する場合には、調整前交付価額はこの差額を差引いた(上記 (ii)にあっては加算した)額とする。

上記 乃至 により交付価額の調整を行うときは、当社は、予め書面によりその旨並びにその事由、調整前の交付価額、調整後の交付価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された各A種優先株主に通知する。ただし、上記(b) v)の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

(3) 取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都港区芝三丁目33番1号

中央三井信託銀行株式会社 本店

(4) 取得請求の効力の発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類及びA種優先株式の株券が上記(3)に記載する取得請求受付場所に 到着したときに発生する。ただし、A種優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

7)取得条項

A 種優先株式について、当社が一定の事由が生じたことを条件として取得することができる旨は定めない。

8)優先株式間の順位

A種優先株式にかかる残余財産の分配の順位は、普通株式に優先し、B種優先株式及びC種優先株式と同順位とする。

9)株式の分割又は併合、募集株式の割当を受ける権利等

当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式についての株式の分割又は併合を行わない。当社は、A種優先株主に対しては、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

#### (注)2.B種優先株式発行要項

1)剰余金の配当

当社はB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)及びB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)に対して、剰余金の配当は行わない。

2)残余財産の分配

当社は、残余財産の分配をする場合には、以下の順序で行う。

- (1) 第一に、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、B種優先株式1株につき2,400円(以下「B種残余財産分配額相当額」という。)をA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)及びC種優先株式を有する株主(以下「C種優先株主」という。)又はC種優先株式の登録株式質権者(以下「C種優先登録株式質権者」という。)と同順位にて支払う。
- (2) 上記(1) に基づく残余財産の分配後、さらに残余がある場合には、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者、B種優先株式と同順位の種類株式の株主又は当該種類株式の登録株式質権者、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、B種優先株式及び他の種類株式については、当該時点において取得請求権が行使されたと仮定した場合に当該株式の株主が取得することができる普通株式の数を基準として、普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者及びC種優先株主又はC種優先登録株式質権者と同順位にて支払う。
- (3) B種残余財産分配額相当額は、B種優先株式について株式分割、株式併合、その他合理的に必要とされる事由が 発生した場合に、取締役会の定めるところにより適切に調整されるものとする。ただし、かかる調整は、上記事 項が行われる直前のB種優先株式の経済的価値を維持するものでなければならない。
- 3)議決権 B種優先株主は、株主総会において議決権を有する。
- 4)譲渡制限 譲渡制限は定めない。

#### 5) 単元株制度

B種優先株式の1単元の株式数は1,000株とする。

当社は、1単元に満たない株式数を表示したB種優先株式にかかる株券を発行しない。B種優先株主は、単元未満株式売渡請求権を有しない。

#### 6)取得請求権

B種優先株主は、払込期日の翌日以降、平成38年12月6日までに、以下に定める条件によりB種優先株式を取得しこれと引換えに当社普通株式を交付することを請求することができる。

(1) 交付すべき普通株式の数

B 種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数の算定方法は、次のとおりとする。

交付すべき普通株式の数 = B種優先株主が取得請求のために提出したB種優先株式の払込金額の総額 交付価額

なお、交付すべき普通株式の数に1株未満の端数が生じた場合には当該端数を切り捨てるものとする。かかる場合、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(2) 交付価額

当初交付価額 1株当たり 金240円

交付価額の調整
以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり交付価額を調整する。

(i)株式の分割により当社の普通株式を発行する場合、以下の算式により交付価額を調整する。ただし、以下の 算式における「発行済普通株式数」には、当社の有する当社の普通株式の数及び株式の分割により当社の 有する当社の普通株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。

調整後交付価額 = 調整前交付価額 x

株式分割前発行済普通株式数 株式分割後発行済普通株式数

調整後の交付価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(ii) 当社の普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力を生ずる日をもって以下の算式により、交付価額を調整する。ただし、以下の算式における「発行済普通株式数」には、当社の有する当社の普通株式の数は含まないものとする。

調整後交付価額 = 調整前交付価額 × 株式併合前発行済普通株式数 株式併合後発行済普通株式数

(iii) 当社は、B 種優先株式の発行後、下記(b) に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「交付価額調整式」という。)をもって交付価額を調整する。

既発行普通株式数 + 発行・交付普通株式数 × 1 株当たりの払込金額 1 株当たり時価

調整後 = 調整前 交付価額 交付価額

既発行普通株式数 + 発行・交付普通株式数

- (a) 交付価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b) i) 乃至iii) の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の交付価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除したものとする。交付価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b) ii) 及びiii) の場合は下記(b) iv) で定める対価の額とする。
- (b) 交付価額調整式により B 種優先株式の交付価額の調整を行う場合及びその調整後の交付価額の適用時期 については、次に定めるところによる。
  - i)下記(c)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。)

調整後の交付価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

ii) 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに下記(c) に定める時価を下回る対価(以下に定義される。)をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は下記(c) に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、B種優先株式と同時に発行される株式会社ベリテA種優先株式(以下「A種優先株式」という。)及び株式会社ベリテC種優先株式(以下「C種優先株式」という。)の発行を除く。)

調整後の交付価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の交付価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- iii)当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得と引換えに下記(c) に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合調整後の交付価額は、取得日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権に関して当該調整前にii)又は v )による交付価額の調整が行われている場合には、(あ)上記交付が行われた後の上記(a) に定める既発行普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株数を超えるときに限り、調整後の交付価額は、超過する株式数を交付価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、交付価額調整式を準用して算出するものとし、(い)上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本iii)の調整は行わないものとする。
  - iv)上記ii)及びiii)における対価とは、当該株式又は新株予約権その他の証券若しくは権利の発行に際して払込みがなされた額(上記ii)における新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権その他の証券若しくは権利の所持人に交付される当社普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。
  - v)上記i)及びii)の各取引において、各取引に係る基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記i)及びii)にかかわらず、調整後の交付価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、B種優先株式の取得と引換えに当社普通株式を交付する取得請求権の行使をなした者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

株式数 = (調整前交付価額 - 調整後交付価額) × 調整前交付価額により 当該期間内に交付された株式数

#### 調整後交付価額

この場合に1株未満の端数を生じたときは、その端数に調整後の交付価額を乗じた金額を支払う。ただし、1円未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

(c) 交付価額調整式で使用する時価は、調整後の交付価額を適用する日(ただし、上記(b) v)の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

上記 に定める交付価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な交付価額の調整を行う

- (i)当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、 又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために交付価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により交付価額の調整を必要とするとき(ただし、A 種優先株式及び C 種優先株式の交付価額の調整の場合を除く。)。

(iii) 交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

交付価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入す 3

交付価額の調整に際し計算を行った結果、調整後交付価額と調整前交付価額との差額が1円未満にとどまるときは、交付価額の調整はこれを行わない。ただし、その後交付価額の調整を必要とする事由が発生し、交付価額を算出する場合には、調整前交付価額はこの差額を差引いた(上記 (ii)にあっては加算した)額とする。

上記 乃至 により交付価額の調整を行うときは、当社は、予め書面によりその旨並びにその事由、調整前の交付価額、調整後の交付価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された各B種優先株主に通知する。ただし、上記(b) v)の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

(3) 取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都港区芝三丁目33番1号

中央三井信託銀行株式会社 本店

(4) 取得請求の効力の発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類及びB種優先株式の株券が上記(3) に記載する取得請求受付場所に 到着したときに発生する。ただし、B種優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

7)取得条項

当社は、B種優先株式の全部又は一部を、払込期日の翌日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日をもって、B種優先株式1株につき、2,800円(以下「B種優先株式取得対価」という。)を支払うことにより、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して金銭を支払うことと引換えに取得することができる。一部を取得するときは、抽選又は按分比例の方法により行う。B種優先株式取得対価は、B種優先株式について株式分割、株式併合、その他合理的に必要とされる事由が発生した場合に、取締役会の定めるところにより適切に調整されるものとする。ただし、かかる調整は、上記事項が行われる直前のB種優先株式の経済的価値を維持するものでなければならない。

8)優先株式間の順位

B種優先株式にかかる残余財産の分配の順位は、普通株式に優先し、A種優先株式及びC種優先株式と同順位とする。

9)株式の分割又は併合、募集株式の割当を受ける権利等

当社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式についての株式の分割又は併合を行わない。当社は、B種優先株主に対しては、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

#### (注) 3. C 種優先株式発行要項

1)剰余金の配当

当社はC種優先株式を有する株主(以下「C種優先株主」という。)及びC種優先株式の登録株式質権者(以下「C種優先登録株式質権者」という。)に対して、剰余金の配当は行わない。

2)残余財産の分配

当社は、残余財産の分配をする場合には、以下の順序で行う。

- (1) 第一に、C 種優先株主又はC 種優先登録株式質権者に対して、C 種優先株式1株につき2,400円(以下「C 種残余財産分配額相当額」という。)をA 種優先株式を有する株主(以下「A 種優先株主」という。)又はA 種優先株式の登録株式質権者(以下「A 種優先登録株式質権者」という。)及びB 種優先株式を有する株主(以下「B 種優先株主」という。)又はB 種優先株式の登録株式質権者(以下「B 種優先登録株式質権者」という。)と同順位にて支払う。
- (2) 上記(1) に基づく残余財産の分配後、さらに残余がある場合には、C 種優先株主又はC 種優先登録株式質権者、C 種優先株式と同順位の種類株式の株主又は当該種類株式の登録株式質権者、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、C 種優先株式及び他の種類株式については、当該時点において取得請求権が行使されたと仮定した場合に当該株式の株主が取得することができる普通株式の数を基準として、普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者、A 種優先株主又はA 種優先登録株式質権者及びB 種優先株主又はB 種優先登録株式質権者と同順位にて支払う。

EDINET提出書類 株式会社ベリテ(E03181) 有価証券報告書

- (3) C種残余財産分配額相当額は、C種優先株式について株式分割、株式併合、その他合理的に必要とされる事由が発生した場合に、取締役会の定めるところにより適切に調整されるものとする。ただし、かかる調整は、上記事項が行われる直前のC種優先株式の経済的価値を維持するものでなければならない。
- 3)議決権 C種優先株主は、株主総会において議決権を有する。
- 4)譲渡制限 譲渡制限は定めない。
- 5) 単元株制度

C種優先株式の1単元の株式数は1,000株とする。

当社は、1単元に満たない株式数を表示したC種優先株式にかかる株券を発行しない。C種優先株主は、単元未満株式売渡請求権を有しない。

6)取得請求権

C種優先株主は、払込期日の翌日以降、平成38年12月6日までに、以下に定める条件によりC種優先株式を取得しこれと引換えに当社普通株式を交付することを請求することができる。

(1) 交付すべき普通株式の数

C 種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数の算定方法は、次のとおりとする。

なお、交付すべき普通株式の数に1株未満の端数が生じた場合には当該端数を切り捨てるものとする。かかる場合、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(2) 交付価額

当初交付価額 1株当たり 金240円

交付価額の調整 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり交付価額を調整する。

(i)株式の分割により当社の普通株式を発行する場合、以下の算式により交付価額を調整する。ただし、以下の 算式における「発行済普通株式数」には、当社の有する当社の普通株式の数及び株式の分割により当社の 有する当社の普通株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。

> 調整後交付価額 = 調整前交付価額 × 株式分割前発行済普通株式数 株式分割後発行済普通株式数

調整後の交付価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(ii) 当社の普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力を生ずる日をもって以下の算式により、交付価額を調整する。ただし、以下の算式における「発行済普通株式数」には、当社の有する当社の普通株式の数は含まないものとする。

調整後交付価額 = 調整前交付価額 × 株式併合前発行済普通株式数 株式併合後発行済普通株式数

(iii) 当社は、C種優先株式の発行後、下記(b) に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「交付価額調整式」という。)をもって交付価額を調整する。

既発行普通株式数 + 発行・交付普通株式数 × 1 株当たりの払込金額

- (a) 交付価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b) i) 乃至iii) の各取引に係る 基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の交付価額 を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社 普通株式数を控除したものとする。交付価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b) ii) 及びiii) の場合は下記(b) iv) で定める対価の額とする。
- (b) 交付価額調整式により C 種優先株式の交付価額の調整を行う場合及びその調整後の交付価額の適用時期については、次に定めるところによる。
  - i)下記(c) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。)

調整後の交付価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

ii) 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに下記(c) に定める時価を下回る対価(以下に定義される。)をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は下記(c) に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、C種優先株式と同時に発行される株式会社ベリテA種優先株式(以下「A種優先株式」という。)及び株式会社ベリテB種優先株式(以下「B種優先株式」という。)の発行を除く。)

調整後の交付価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の交付価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- iii)当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得と引換えに下記(c) に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合調整後の交付価額は、取得日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権に関して当該調整前にii)又は v )による交付価額の調整が行われている場合には、(あ)上記交付が行われた後の上記(a) に定める既発行普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株数を超えるときに限り、調整後の交付価額は、超過する株式数を交付価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、交付価額調整式を準用して算出するものとし、(い)上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本iii)の調整は行わないものとする。
- iv)上記ii)及びiii)における対価とは、当該株式又は新株予約権その他の証券若しくは権利の発行に際して払込みがなされた額(上記ii)における新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権その他の証券若しくは権利の所持人に交付される当社普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。
  - )上記i)及びii)の各取引において、各取引に係る基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が 当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記 i)及びii)にかかわらず、調整後の交付価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するもの とする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、C種優先株式の取得と 引換えに当社普通株式を交付する取得請求権の行使をなした者に対しては、次の算出方法により、当 社普通株式を交付するものとする。

株式数 = (調整前交付価額 - 調整後交付価額) × 調整前交付価額により 当該期間内に交付された株式数

調整後交付価額

この場合に1株未満の端数を生じたときは、その端数に調整後の交付価額を乗じた金額を支払う。ただし、1円未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

(c) 交付価額調整式で使用する時価は、調整後の交付価額を適用する日(ただし、上記(b) v)の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り 全である。

上記 に定める交付価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な交付価額の調整を行う。

- (i)当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、 又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために交付価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により交付価額の調整を必要とするとき(ただし、A 種優先株式及び B 種優先株式の交付価額の調整の場合を除く。)。

(iii) 交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

交付価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入す 3

交付価額の調整に際し計算を行った結果、調整後交付価額と調整前交付価額との差額が1円未満にとざまるときは、交付価額の調整はこれを行わない。ただし、その後交付価額の調整を必要とする事由が発生し、交付価額を算出する場合には、調整前交付価額はこの差額を差引いた(上記 (ii)にあっては加算した)額とする。

上記 乃至 により交付価額の調整を行うときは、当社は、予め書面によりその旨並びにその事由、調整前の交付価額、調整後の交付価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された各 C 種優先株主に通知する。ただし、上記(b) v)の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

(3) 取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都港区芝三丁目33番1号

中央三井信託銀行株式会社 本店

(4) 取得請求の効力の発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類及びC種優先株式の株券が上記(3) に記載する取得請求受付場所に 到着したときに発生する。ただし、C種優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

7)取得条項

当社は、取締役会決議に基づいて、C種優先株式の全部又は一部を、いつでも、C種優先株式1株につき、3,050円 (以下「C種優先株式取得対価」という。)を支払うことにより、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者の 意思にかかわらず、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して金銭を支払うことと引換えに取得することができる。一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法により行う。

C種優先株式取得対価は、C種優先株式について株式分割、株式併合、その他合理的に必要とされる事由が発生した場合に、取締役会の定めるところにより適切に調整されるものとする。ただし、かかる調整は、上記事項が行われる直前のC種優先株式の経済的価値を維持するものでなければならない。

8)優先株式間の順位

C種優先株式にかかる残余財産の分配の順位は、普通株式に優先し、A種優先株式及びB種優先株式と同順位とする。

9)株式の分割又は併合、募集株式の割当を受ける権利等

会社は、法令に定める場合を除き、C種優先株式についての株式の分割又は併合を行わない。当社は、C種優先株主に対しては、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

## (2)【新株予約権等の状況】

当社は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行しております。

	事業年度末現在	提出日の前月末現在
	(平成20年3月31日)	(平成20年5月31日)
   新株予約権の数(個) 	159	権利行使期間満了により平成20年5月1日に消滅しております。
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	159,000	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	197,000	
新株予約権の行使期間	自 平成17年5月1日 至 平成20年4月30日	
   新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の	発行価格 197	
発行価格及び資本組入額(円)	資本組入額 99	
	1.新株予約権の割当を	
	受けた者は、当社の取	
	締役、監査役または従	
	業員の地位を失った後	
	も新株予約権を行使す	
	ることができます。 ま	
	た、新株予約権の割当	
	を受けた者が死亡した	
新株予約権の行使の条件	場合は、相続人が新株	
	予約権を行使すること	
	ができます。いずれの	
	場合も、新株予約権割	
	当契約書に定める条件	
	によるものとします。 2 . 各新株予約権の一部	
	2.音が株が熱権の一部   行使はできないものと	
	します。	
	) 3.その他条件について	
	は、「新株予約権割当	
	契約書」の定めによる	
	ものとします。	
	第三者に対して本新株予	
	約権の全部または一部に	
新株予約権の譲渡に関する事項	つき譲渡、質入れその他	
	一切の処分をすることが	
	できないものとします。	
代用払込みに関する事項	-	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	

# (3)【ライツプランの内容】該当事項はありません。

#### (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増 減数(千株)	発行済株式総数 残高(千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額(百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成18年12月7日 (注)1	A種優先株式375 B種優先株式125 C種優先株式125	普通株式 18,404 A種優先株式375 B種優先株式125 C種優先株式125	750	3,772	750	4,421
平成19年10月22日 (注)2	普通株式1,250	普通株式 19,654 A種優先株式375 B種優先株式125 C種優先株式125	-	3,772	-	4,421
平成19年10月30日 (注)3	A種優先株式 125	普通株式 19,654 A種優先株式250 B種優先株式125 C種優先株式125	-	3,772	-	4,421

- (注) 1. 平成18年12月7日を払込期日とする第三者割当増資により、発行済株式総数がA種優先株式375千株、B種優先株式が125千株、C種優先株式が125千株、資本金及び資本準備金がそれぞれ750百万円増加しております。 なお、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式の内容につきましては、「(1)株式の総数等 発行済株式」の注記に記載しております。
  - 2. A種優先株式の一部普通株式への転換(当社普通株式を対価とするA種優先株式の取得請求権の行使)平成19年10月22日にA種優先株式125千株につきまして、普通株式への転換請求があり、同日普通株式へ転換Nたしました。
  - 3. 自己株式の消却による減少
  - 4 . 平成20年4月16日にA種優先株式250千株、B種優先株式125千株及びC種優先株式125千株につきまして、普通株式への転換請求(当社普通株式を対価とするA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の取得請求権の行使)があり、同日普通株式へ転換いたしました。同日、自己株式として取得したA種優先株式250千株、B種優先株式125千株及びC種優先株式125千株を消却いたしました。

#### (5)【所有者別状況】

普通株式

平成20年3月31日現在

		株式の状況(1単元の株式数1,000株)							単元未満株式
区分	政府及び地	金融機関	金融商品	その他	外国法	人等	個人その他	計	の状況 (株)
	方公共団体	立	取引業者	法人	個人以外	個人	一個人での他	<u>п</u> I	(1/1/)
株主数(人)	-	3	7	53	11	-	1,716	1,790	-
所有株式数(単元)	-	866	22	3,683	2,459	•	12,479	19,509	145,825
所有株式数の割合(%)	-	4.44	0.11	18.88	12.60	-	63.97	100.00	-

- (注)1.自己株式1,588,273株は、「個人その他」に1,588単元、「単元未満株式の状況」に273株含まれております。
  - 2.「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1単元含まれております。

#### A 種優先株式

平成20年3月31日現在

		株式の状況(1単元の株式数1,000株)						単元未満株式		
区分	政府及び地	金融機関		金融商品	融商品(その他)	外国法人等		個人その他	計	の状況(株)
	方公共団体	立田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田		者 の法人	個人以外	個人	一個人での他	<u>п</u> I	(1本)	
株主数(人)	-	-	-	1	-	-	-	1	-	
所有株式数(単元)	-	-	-	250	-	-	-	250	-	
所有株式数の割合(%)	-	-	-	100.00	-	-	-	100.00	-	

B種優先株式

平成20年3月31日現在

		株式の状況(1単元の株式数1,000株)						単元未満株式	
区分	政府及び地	金融機関	金融商品	その他	外国法	:人等	個人その他	計	半ル木凋休式 の状況 (株)
	方公共団体	立門以代表	!!	業者の法人	個人以外	個人		"	(1/1/)
株主数 (人)	-	-	-	1	-	-	-	1	-
所有株式数(単元)	-	-	-	125	-	-	-	125	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	100.00	-	-	-	100.00	-

## C種優先株式

## 平成20年3月31日現在

		株式の状況(1単元の株式数1,000株)						単元未満株式	
区分	政府及び地	金融機関	動機関 金融商品 そ		外国法人等		個人その他	計	・単元未満休式 の状況 (株)
	方公共団体	立田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	取引業者	の法人	個人以外	個人	1 個人での他	百!	(114)
株主数(人)	-	-	-	1	-	-	-	1	-
所有株式数(単元)	-	-	-	125	-	-	-	125	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	100.00	-	-	-	100.00	-

## (6)【大株主の状況】

普通株式

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
大久保 仁雄	神奈川県横浜市都筑区	4,841	24.63
株式会社オーエイ	東京都品川区小山4丁目4-4	1,779	9.05
大和証券エスエムビーシープリンシ パル・インベストメンツ株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9-1	1,250	6.36
堤 征二	埼玉県蕨市	1,217	6.19
水上 春代	東京都品川区	987	5.03
ユービーエスエージーロンドンアカ ウントアイピービーセグリゲイテッ ドクライアントアカウント (常任代理人シティバンク銀行)	AESCHENVORSTADT 48 CH-4002 BASEL SEITZERLAND (東京都品川区東品川 2 丁目 3 - 14)	806	4.10
ソシエテジェネラルエヌアールエイ エヌオーディティティ (常任代理人香港上海銀行東京支 店)	SOCIETE GENERALE 29 BOUL EVARD HAUSSMANN PARIS -FRANCE (東京都中央区日本橋 3 丁目11 - 1)	714	3.63
エスアイエスセガインターセトル エージー (常任代理人株式会社三菱東京UF J銀行決済事業部)	BASLERSTRASSE 100, CH-4600 OLTEN SWITZERLAND (東京都千代田区丸の内2丁目7 - 1)	581	2.96
株式会社みずほ銀行 (常任代理人資産管理サービス信託 銀行株式会社)	東京都千代田区内幸町1丁目1 - 5 (東京都中央区晴海1丁目8-12晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ 棟)	432	2.20
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	432	2.20
計	-	13,040	66.35

(注)上記のほか、自己株式が1,588千株あります。

## A 種優先株式

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
大和証券エスエムビーシープリンシパ ル・インベストメンツ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9 - 1	250	100.00
計	-	250	100.00

## B種優先株式

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
大和証券エスエムビーシープリンシパ ル・インベストメンツ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9 - 1	125	100.00
計	-	125	100.00

## C種優先株式

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
大和証券エスエムビーシープリンシパ ル・インベストメンツ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9 - 1	125	100.00
計	-	125	100.00

## (7)【議決権の状況】

#### 【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数	(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式		-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)		-	-	-
議決権制限株式(その他)		-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式	1,588,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 A種優先株式 B種優先株式 C種優先株式	17,921,000 250,000 125,000 125,000	17,921 250 125 125	「1(1) 発行済株 式」の「内容」の記 載を参照
単元未満株式	普通株式	145,825	-	一単元 (1,000株)未 満の株式
発行済株式総数	普通株式 A種優先株式 B種優先株式 C種優先株式	19,654,825 250,000 125,000 125,000	- - -	-
総株主の議決権		-	18,421	-

- (注)1.「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株含まれております。また、 「議決権数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数1個が含まれております。
  - 2.「単元未満株式」の株式数の欄には当社所有の自己株式273株が含まれております。

## 【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
株式会社ベリテ	神奈川県横浜市神奈川区 鶴屋町三丁目33番8号	1,588,000	-	1,588,000	7.88
計	-	1,588,000	-	1,588,000	7.88

#### (8)【ストックオプション制度の内容】

当社が採用しているストックオプション制度は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を 発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成15年4月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7
	当社常勤監査役 1
	当社店長、課長以上の従業員 169
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上

新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	同上

(注)権利行使期間満了により平成20年5月1日に消滅しております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】 該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】 該当事項はありません。

#### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(	株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	普通株式	1,336	230,120
当期間における取得自己株式	普通株式	640	123,200
	A種優先株式	250,000	
	B 種優先株式	125,000	(注)2
	C 種優先株式	125,000	

- (注) 1. 当期間における取得自己株式には平成20年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満の買取による株式数は含まれておりません。
  - 2. 当社は、A 種優先株式250,000株、B 種優先株式125,000株及び C 種優先株式125,000株の取得と引換えに、当社普通株式5,000,000株を交付いたしました。

#### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

	当事業年	 <b></b> 手度	当期間		
区分	株式数(株)	処分価額の総 額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	
引き受ける者の募集を行った取得自己株式					
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	A 種優先株式 250,000 B 種優先株式 125,000 C 種優先株式 125,000	(注)2	
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行っ た取得自己株式	-	-	-	-	
その他 ( - )	-	-	-	-	
保有自己株式数	普通株式 1,588,273	-	普通株式 1,588,913	-	

- (注) 1. 当期間における保有自己株式には平成20年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満の買取による株式数は含まれておりません。
  - 2. 当該自己株式は当社普通株式の交付と引換えに取得したものであり、処分価額の総額については該当ありません。

#### 3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつとして位置づけております。安定的な配当の維持ならびに将来の事業展開に備えた内部留保の充実、財務体質の強化等の必要性を考慮し、判断・決定していくこととしております。

当社は、期末配当の年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、この期末配当の決定機関は、株主総会であります。また、当社は、「取締役会の決議により、中間配当をすることができる」旨を定款に定めております。

当事業年度の期末配当金につきましては、前事業年度まで3期連続で営業損失を計上しており、また当事業年度は 決算期変更に伴い5ヶ月決算と変則的なものであり、収益基盤が安定したものと判断できる状況に至っておらず無配 とすることと決定いたしました。

なお、内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、事業拡大のための設備投資等に 有効投資してまいります。

#### 4【株価の推移】

#### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第59期 第60期		第61期	第62期	第63期	第64期
決算年月	平成16年1月	平成17年1月	平成18年1月	平成19年1月	平成19年10月	平成20年3月
最高(円)	219	388	450	404	290	193
最低(円)	171	208	247	255	169	140

- (注)1.最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。
  - 2.第63期は、決算期変更により平成19年2月1日から平成19年10月31日までの9ヶ月となっております。
  - 3.第64期は、決算期変更により平成19年11月1日から平成20年3月31日までの5ヶ月となっております。

#### (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成19年10月	11月	12月	平成20年1月	2月	3月
最高(円)	199	168	190	193	187	180
最低(円)	169	140	157	161	171	159

(注)最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

# 5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (千株)
					ギタンジャリ・エクスポーツ・ コーポレーション・リミテッド アソーター ディミンコNⅤ、 アントワープ シ ニアアソーター		
代表取締役 社長	代表取締役	ニレーシュ・ ラティラル・ セダニ	昭和38年10月21日生		ギタンジャリ・エクスポーツ・ コーポレーション・リミテッド ジェネラルマネージャー ディアマート・リミテッド ダイ	(注)3	-
					レクター(現任) ディミンコ・ジャパン株式会社代 表取締役(現任) 当社代表取締役社長CEOに就任		
				平成9年9月	(現任) ディミンコ・ジャパン株式会社入		
取締役	営業統括本部長	アルパン・ジャヴェリ	昭和53年9月19日生	平成20年1月	社 同社取締役営業部長に就任 同社営業部長に就任(現任) 当社取締役営業統括本部長に就任 (現任)	(注)3	-
				平成11年3月	ヴァンクリーフ アンド アーペル 入社		
取締役	事業統括本部長	中林 さよ	昭和52年9月26日生		White & Arrow株式会社代表取締 役社長に就任(現任) 当社取締役事業統括本部長に就任	(注)3	-
				昭和45年3月			
				平成11年4月 平成12年2月	当社第一販売部長に就任 当社取締役第三販売部長に就任 当社取締役営業本部長に就任 当社取締役商品・営業本部(部 長)担当に就任		
取締役	ビジネスコラボ レーション室長	幾留 正廣	昭和27年2月11日生		当社取締役管理部門担当に就任 株式会社ジュエリーシノン取締役 (現任)、株式会社GB取締役に 就任	(注)3	26
				平成18年7月	当社代表取締役社長に就任 株式会社サンジュエル代表取締役 社長に就任(現任) 株式会社ソバック取締役に就任		
					休式会社グバッグ取締役に就任 (現任) 当社取締役ビジネスコラボレー ション室長に就任(現任)		
				平成10年5月	当社入社 当社商品コントロール部長に就任 当社社長付特命担当部長に就任		
	ビジネスコラボ			平成16年2月 平成17年2月	当社情報システム部長に就任 当社社長室長に就任 当社執行役員社長室長に就任 株式会社ジュエリーシノン取締役		
	レーション室副 室長	レーション室副 小林 祐	昭和26年5月9日生		株式会社ソバック代表取締役社長 に就任(現任)	(注)3	1
				平成19年2月	当社取締役に就任(現任) 当社専務取締役内部統制管掌担当 兼管理本部長に就任 当社取締役ビジネスコラボレー		
				→ <i>□</i> ਫ਼∠∪+ ∪ 月	ション室副室長に就任(現任)		

役名	職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	事業統括本部副 本部長	床井 洋	昭和31年12月4日生	平成17年2月 平成18年2月 平成19年2月 平成19年11月	当社商品コントロール部長代理 当社経営管理部長に就任 当社執行役員経営戦略本部副本部 長に就任 当社執行役員経営戦略本部長に就 任(現任) 株式会社サンジュエル取締役に就	(注)3	-
				平成20年6月	任(現任) 当社取締役事業統括本部副本部長 に就任(現任)		
取締役	社長室長	東條 武彦	昭和35年5月12日生	平成元年 4 月 平成 3 年 9 月 平成17年 8 月 平成19年 2 月 平成19年 4 月 平成20年 5 月	当社情報システム部次長に就任 当社社長室室長に就任 当社業務改革担当部長に就任 当社管理本部管理部長に就任(現 任) 株式会社ソバック取締役に就任 (現任) 当社取締役社長室長に就任(現 任)	(注)3	-
取締役		チェッタチョシ・シ	昭和32年8月14日生	昭和58年4月 平成12年11月 平成12年12月 平成13年3月 平成13年4月 平成13年7月 平成13年7月 平成14年10月 平成15年12月 平成16年9月 平成19年11月	ギコパディング・ウェー でいっと でいっと でいっと でいっと でいっと でいっと でいっと でいっと	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		メフル・シー	昭和34年5月5日生	昭和61年8月 ギタン・リンク ター(現任) マルチテット では17年10月 ドダリ・ジュッド マー(現在12月 ファット・ジェット・ジェット・グラー では17年10月 ギタン・リー・ジョッド マルガ 7年12月 アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・ア	(注)3	
取締役		ディーパク・ ガンディ	昭和26年3月9日生	平成7年8月 グローバル・システムズ・インク CEO(現任) 平成20年2月 サミュエルズ CEO(現任) 平成20年6月 当社取締役に就任(現任)	(注)3	-
取締役		カヴァン・ チョクシ	昭和59年11月4日生	平成18年6月 ロンドン・スクール・オブ・エコ ノミクス卒業 平成19年7月 米国宝石学会(GIA)にてB. B.Aプログラム習得中 平成20年6月 当社取締役に就任(現任)	(注)3	-

			Γ	1			<b></b>				
役名	職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (千株)				
				昭和39年4月	当社入社						
				昭和61年2月	当社メガネ部長に就任						
				平成2年4月	当社監査室長に就任						
				平成5年2月	当社第二販売部長に就任						
				平成11年2月	当社第一営業部長に就任						
				平成15年4月	当社取締役第一営業部長に就任						
				平成17年2月	当社取締役営業本部副本部長に就						
常勤監査役		打越 栄寿	昭和19年1月19日生		任	(注)4	61				
				平成17年5月	当社取締役商品・営業本部(部						
					長)担当に就任、株式会社サン						
					ジュエル取締役に就任						
				平成18年3月	株式会社サンジュエル監査役に就						
					任(現任)、株式会社ジュエリー						
					シノン監査役に就任(現任)						
				平成18年4月	当社常勤監査役に就任(現任)						
				平成10年3月	最高裁判所司法研修所卒業						
				平成10年4月	弁護士登録						
監査役		遠藤 賢治	昭和40年5月5日生	平成11年3月	石原総合法律事務所入所	(注)4	-				
				平成18年4月	当社監査役に就任(現任)						
				平成19年12月	遠藤法律事務所開設						
				平成5年4月	株式会社日本長期信用銀行(現株						
					式会社新生銀行)入社						
				平成11年5月	UBS信託銀行株式会社入社						
				平成12年4月	エフェットホールディング株式会						
					社入社						
				平成13年3月	株式会社ダイナシティ取締役に就						
					任						
				平成15年2月	株式会社パワーマネージメント取						
					締役副社長に就任						
				平成15年3月	パワー・アセット・マネージメン						
監査役		藤田 宗巳	昭和44年11月28日生		ト・リミテッド ディレクターに	(注)5	-				
					就任(現任)						
				平成17年12月	株式会社パワーマネージメント代						
					表取締役副社長に就任(現任)						
				平成18年9月	有限会社パワーエステート社外取						
				締役に就任(現任)							
				平成19年6月	株式会社GNN社外監査役に就任						
					(現任)						
				平成19年9月	株式会社iND代表取締役社長に						
					就任(現任)						
				平成20年6月	当社監査役に就任(現任)						
			計	計							

- (注) 1 . 取締役メフル・シー・チョクシは取締役チェッタン・シー・チョクシの弟であり、取締役カヴァン・チョクシは 取締役チェッタン・シー・チョクシの長男であります。
  - 2. 取締役チェッタン・シー・チョクシ、メフル・シー・チョクシ、ディーパク・ガンディ及びカヴァン・チョクシは、「会社法」第2条第15号に定める社外取締役であります。
  - 3.監査役遠藤賢治及び藤田宗巳は、「会社法」第2条第16号に定める社外監査役であります。
  - 4. 定款の定めに基づき平成20年6月25日より平成21年6月開催の定時株主総会の終結までとなっております。
  - 5. 定款の定めに基づき平成18年4月20日より平成22年6月開催の定時株主総会の終結までとなっております。
  - 6. 定款の定めに基づき平成24年6月25日より平成24年6月開催の定時株主総会の終結までとなっております。

# 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

# コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業を取り巻く経営環境が著しく変化する中、迅速な意思決定を行うための経営管理体制を充実させることによって情報の適時開示を迅速に行い、株主重視の効率的かつ透明性のある企業経営を行うことを基本方針としております。

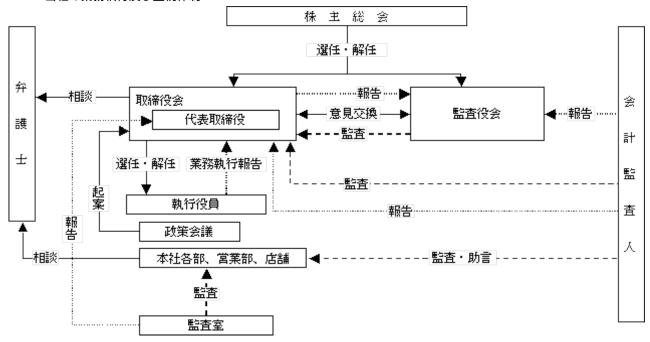
#### (1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

#### 会社の機関の基本説明

当社は、監査役制度を採用しております。従来から社外監査役を選任し、経営監視機能の充実を図っております。 監査役(3名)については半数以上が社外監査役となっております。

当社は業態柄、顧客の個人情報の保護を重要な経営上の課題と位置づけております。「個人情報安全管理対策委員会」を設置し、個人情報取扱事業者に課せられる義務を果たせるよう個人情報を適切に保護し管理する体制づくりに取り組んでおります。

当社の業務執行及び監視体制



会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

#### イ)会社の機関の内容

## < 取締役・取締役会 >

当社は、取締役の任期は1年としております。取締役会は取締役の全員をもって構成しております。月に1回の定例取締役会を開催しており、経営上のあらゆる課題やリスク回避等の議論を行っております。臨時取締役会は必要に応じて随時開催しております。また代表取締役は、3月に1回以上業務の執行状況について報告することとなっております。

取締役会の機能及び権限については、取締役会のその決議をもって、法令または定款に定める事項のほか業務執行の基本事項について当社の意思を決定するとともに、取締役の業務執行を監督する権限と責任を有しております。

### <監査役・監査役会>

監査役会は監査役全員をもって組織しております。監査役会は、原則として毎月1回開催し、必要がある時は随時開催しております。

監査役会は、法令または定款で定める事項のほか、監査の方針、業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の 職務の執行に関する事項を決定しております。

また、常勤監査役は、会社の重要な会議に出席し、情報収集を行っております。

## <執行役員>

当社の執行役員とは、取締役会で選任された担当部署責任者で、全社的及び経営的視点にたって業務執行を担当する 幹部従業員をいいます。取締役会及び代表取締役の統括の下に業務の執行を行っております。

# <政策会議>

政策会議は、取締役及び執行役員をもって組織しており、経営上の重要事項を審議し、審議事項のうち取締役会専決事項については取締役会への上程を決議することにしております。取締役会の決議を要する重要事項以外の会社経営全般に関する方針、計画策定及び経営活動の推進策については審議・決裁することにしております。なお、経営環境の急激な変化に対応するため、取締役会付議事項や役職ごとの決裁権限については随時見直しを行い、意思決定と業務遂行の迅速化を図っております。

#### 口)内部統制システムの整備の状況

業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要について

- < 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 >
  - . 当社は、倫理委員会を設置し、取締役及び使用人の判断と行動の規範として「企業倫理憲章」を制定し、社長がその精神を役職者をはじめグループ会社全使用人に継続的に伝達、徹底することによって、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とするコンプライアンス体制を構築、整備するものとする。経営陣として特に厳しいコンプライアンスを求められる取締役を対象とした取締役規則を定め遵守するものとする。また、取締役会は、取締役相互の職務執行の監督及び意思疎通を継続的に行うものとする。
  - . 社長の任命する内部統制管掌取締役を統括責任者とした内部統制推進チームを編成し、内部統制システムの構築、整備、維持、向上を図るとともに、社長直属の監査室による使用人の職務執行における法令・定款・社内諸規則等の遵守について内部監査を行うものとする。
  - . 法令違反その他コンプライアンスに係る事実についての通報体制として、倫理委員会の下に社内コンプライアンス窓口及び社外弁護士を直接の情報受領者とする社内通報システムを整備し、「内部公益通報保護規程」に基づく運用を行うものとする。
  - . 監査役会設置会社である当社は、取締役の職務執行を監査役監査の最も重要な対象としており、また取締役が他の取締役の法令・定款等の違反を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告しその是正を図ることとしている。
- < 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 >

管理部門担当責任者を取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理の統括責任者とし、それら情報の保存及び管理を「文書管理規程」に定め、保存媒体に応じた検索性の高い状態で保存、管理するものとする。

#### < 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 >

- . 内部統制管掌取締役を統括責任者とし、「リスク管理規程」を制定し経営上のリスク管理に関する基本方針及び体制を定め、この規程に沿った管理体制を構築、整備することとする。
- . 各部門・部署は経営上の危機として業務執行上予測しうるリスクの洗い出しを行う。内部統制推進チームはそれらを基に各リスクのカテゴリーを識別し、リスク毎のリスク管理責任者を定め、個別リスク管理体制とともに、全社的体系的リスク管理体制の構築を図る。
- . 不測の経営危機事態発生時は、社長を本部長として「危機対策本部」を設置し迅速な対応を行い、被害を最小限にとどめる体制を整えるものとする。
- < 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 >
  - . 当社は、執行役員制度に基づき、取締役の経営意思決定及び経営監督への専念と、執行役員の業務執行への専念による効率的な会社運営を図るものとする。
  - . 当社は、毎月取締役会を開催し、その他必要に応じて臨時取締役会を開催し経営上の重要事項を審議、決定する。また、経営活動の迅速化を図るために政策会議を開催し、必要事項を決議する。政策会議決議事項のうち、取締役会専決事項については取締役会に上程するものとする。
  - . 取締役会決議に基づく執行役員の業務執行については、「組織規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」、「業務管理規程」等においてそれぞれの業務の役割・機能、責任と権限、執行手続き及び責任者を定め執行するものとする。随時設置されるプロジェクト・タスクも同様とする。
- < 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正性を確保するための体制 >
  - . 管理部門担当責任者が「関係会社管理規程」に基づき連結子会社を管理する体制とする。また、子会社の業務の状況は、定期的に当社の取締役会に報告することとする。
  - . 監査役並びに監査室は、子会社を監査の対象とすることができる。また、子会社は当社からの経営管理及び指導内容がコンプライアンス上問題があると認めた場合は、直ちに当社及び子会社監査役に報告し、当該監査役は改善策の策定を求めることができるものとする。
  - . 「内部公益通報保護規程」並びに社内通報システムは、子会社にも適用するものとする。
- < 監査役がその職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項>
  - . 取締役会は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、当該使用人を指名することができる。監査役が指定する補助すべき期間中の当該使用人への指揮権は監査役に委譲され、解任・人事異動・賃金等の処遇の改定については監査役の同意を得た上で取締役会が決定するものとする。
  - . 監査役補助使用人は、業務執行に係る役職を兼務しないものとする。

有価証券報告書

- < 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効性に行われることを確保する体制 >
  - . 監査役は、当社の業務、業績に影響を与える重要事項につき、取締役及び使用人が監査役に報告すべき必要事項と時期の定めを含む「監査役会規程」に基づき、監査に必要な報告を得ることができる。また、前記に関わらず 監査役は必要に応じて随時取締役及び使用人に報告を求めることができるものとする。
  - . 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行過程を把握するために、取締役会及び政策会議等、重要と判断した会議に出席し、情報を得ることができる。また、代表取締役との定期的な意見交換の場を設け意思の疎通を図るものとする。
  - . 「内部公益通報保護規程」に基づき、法令違反その他コンプライアンスに関する問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

## 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査につきましては、監査室(4名)が年度重点施策の進捗状況や、各種法令及びこれに準拠した社内告知やその遵守状況、対応状況などを中心に各事業所を監査し、その結果を分析した上で、代表取締役に報告しております。代表取締役はこの報告を基に改善を指示し、経営の効率化及びリスク回避を行っております。

監査役監査につきましては、監査役会は毎月1回開催し、取締役会並びに会社の重要な会議に出席した内容を基に協議し、情報の共有化をはかり、中間及び期末の実地棚卸の実態を視察するなど、監査計画の策定、見直しを行っております。

また、内部監査、監査役監査、及び会計監査の相互連携につきましては、監査状況及び結果の報告会を定期的に実施し、監査状況の把握に努めております。

#### 会計監査の状況

当社は新日本監査法人と監査契約を締結し、同監査法人が会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を実施しております。

業務を執行した公認会計士の氏名等は、以下のとおりであります。

公認会計士の氏名	監査年数
指定社員 業務執行社員 荒田 和人	-
指定社員 業務執行社員 白羽 龍三	-
指定社員 業務執行社員 成田 礼子	-

継続監査年数については、全員7年以内であるため記載を省略しております。

監査業務に係る補助者の構成は、以下のとおりであります。

公認会計士 4名 会計士補等 4名

#### 社外取締役及び社外監査役との関係

平成20年6月25日開催の株主総会にて選任されたチェッタン・シー・チョクシ、メフル・シー・チョクシ、ディーパク・ガンディ及びカヴァン・チョクシ各氏は社外取締役であります。

取締役チェッタン・シー・チョクシ氏は、ディジコ・ホールディングス・リミテッドのチェアマンであり、同社は当社の親会社であり、当社の特定関係事業者の業務執行者であります。

当社は、社外取締役と会社法第427条第1項の規定により、責任限定契約を締結できる旨を定款で設けており、チェッタン・シー・チョクシ、メフル・シー・チョクシ、ディーパク・ガンディ及びカヴァン・チョクシ各氏とも責任限定契約を締結する予定でおります。その契約内容の概要は、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令で定める最低責任限度額であります。

社外監査役である遠藤賢治氏とは会社法第427条第1項の規定により、責任限定契約を締結できる旨の規定を定款で設けており、同氏と責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。

平成20年6月25日開催の株主総会にて選任された藤田宗巳氏は社外監査役であります。同氏とも責任限定契約を締結する予定でおります。その契約内容の概要は、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令で定める最低責任限度額であります。

## 取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨定款に定められておりますが、平成20年6月25日の定時株主総会の決議によって11名以内とする旨定款に定められました。

# 取締役の選仟の決議要件

当社は取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

### 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

# 中間配当

当社は、起動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

#### 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって同法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる旨定款で定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

#### (2) リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理と経営上の最も重要な事項の一つと考えており、経営に重大な影響を及ぼす社内外のリスクを認識、評価し、リスクに対して迅速かつ適切に対応できるよう管理体制を整えております。リスク管理の活動については、各部門のリスク管理責任者を決め、リスク管理にあたらせるとともに、企業価値に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合又は予想される場合、速やかに経営トップに報告しております。

#### (3) 役員報酬の内容

取締役及び監査役に支払った報酬の額

区分	人数	報酬等の額
取締役	3名	15百万円
監査役	2名	4百万円
(うち社外監査役)	(1名)	(1百万円)
合計	5名	20百万円
(うち社外監査役)	(1名)	(1百万円)

- (注)1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
  - 2. 社外取締役1名及び社外監査役1名は無報酬のため、上記の人数には含まれておりません。
  - 3. 取締役の報酬限度額は、平成2年4月27日開催の第45期定時株主総会において年額200百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議されております。
  - 4. 監査役の報酬限度額は、昭和63年4月30日開催の第43期定時株主総会において年額20百万円以内と決議されております。

## (4) 監査報酬の内容

当社は、会計監査人に新日本監査法人を選任し、会計監査を受けております。なお、当社と新日本監査法人及び監査業務に従事する公認会計士との間には、特別な利害関係はありません。

当期において会計監査人に支払った報酬等は、以下のとおりであります。

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	21百万円
上記以外の業務に基づく報酬	4百万円
合 計	25百万円

(注) 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、財務報告に係る内部統制 の整備等の助言業務についての対価を支払っております。

# 第5【経理の状況】

## 1.連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(平成19年2月1日から平成19年10月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、 当連結会計年度(平成19年11月1日から平成20年3月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成19年2月1日から平成19年10月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成19年11月1日から平成20年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

- (3) 当社は、平成18年11月30日開催の臨時株主総会において、定款の一部変更を決議し、決算期を1月31日から10月31日に変更いたしました。これに伴い、前連結会計年度及び前事業年度は、平成19年2月1日から平成19年10月31日までの9ヶ月となっております。
- (4) 当社は、平成18年11月30日開催の臨時株主総会において、定款の一部変更を決議し、決算期を10月31日から3月31日に変更いたしました。これに伴い、当連結会計年度及び当事業年度は、平成19年11月1日から平成20年3月31日までの5ヶ月となっております。

# 2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度及び当連結会計年度ならびに前事業年度及び当事業年度の連結財務諸表及び財務諸表について、新日本監査法人により監査を受けております。

# 1【連結財務諸表等】

# (1)【連結財務諸表】 【連結貸借対照表】

			前連結会計年度 (平成19年10月31日)		当連結会計年度 (平成20年3月31日		)
区分	注記番号	金額(百	百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)		構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1 . 現金及び預金	* 2		2,774			2,480	
2 . 受取手形及び売掛金			1,507			1,362	
3.有価証券			153			406	
4.たな卸資産			3,891			4,101	
5 . その他			753			679	
6.貸倒引当金			27			28	
流動資産合計			9,052	65.5		9,003	67.7
固定資産							
(1)有形固定資産	* 1						
1 . 建物			-			147	
2 . その他			424			264	
有形固定資産合計			424	3.1		411	3.1
(2)無形固定資産			109	0.8		100	0.7
(3)投資その他の資産							
1.投資有価証券			1,172			789	
2 . 敷金・差入保証金			2,680			2,588	
3 . その他			383			413	
投資その他の資産合計			4,236	30.6		3,791	28.5
固定資産合計			4,771	34.5		4,304	32.3
資産合計			13,823	100.0		13,307	100.0

		前連結会計年度 (平成19年10月31日)		)	当連結会計年度 (平成20年3月31日		)
区分	注記番号	金額(百万円)		構成比 (%)	金額(百万円)		構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
1 . 支払手形及び買掛金			2,483			2,835	
2 . 短期借入金	* 3		500			-	
3 . 賞与引当金			259			185	
4 . 返品調整引当金			39			26	
5 . その他			882			577	
流動負債合計			4,164	30.1		3,625	27.3
固定負債							
1.ポイント引当金			120			103	
2.役員退職慰労引当金			22			-	
3 . その他			174			167	
固定負債合計			317	2.3		270	2.0
負債合計			4,481	32.4		3,896	29.3
(純資産の部)							
株主資本							
1 . 資本金			3,772	27.3		3,772	28.3
2. 資本剰余金			4,423	32.0		4,423	33.2
3 . 利益剰余金			1,377	10.0		1,592	12.0
4. 自己株式			325	2.4		325	2.4
株主資本合計			9,247	66.9		9,462	71.1
評価・換算差額等							
1 . その他有価証券評価差 額金			82	0.6		57	0.4
評価・換算差額等合計			82	0.6		57	0.4
少数株主持分			11	0.1		6	0.0
純資産合計			9,342	67.6		9,411	70.7
負債純資産合計			13,823	100.0		13,307	100.0

# 【連結損益計算書】

		(自平原	前連結会計年度 (自 平成19年2月1日 至 平成19年10月31日)		当連結会計年度 (自 平成19年11月1日 至 平成20年3月31日		∃ )
区分	注記番号	金額(	金額(百万円)		金額(百万円)		百分比(%)
売上高			8,861	100.0		5,491	100.0
売上原価			4,411	49.8		2,637	48.0
売上総利益			4,449	50.2		2,854	52.0
販売費及び一般管理費	* 1		5,231	59.0		2,616	47.7
営業損益(損失: )			781	8.8		237	4.3
営業外収益							
1.受取利息		6			-		
2 . 受取配当金		-			35		
3.受取賃貸料		8			-		
4.受取手数料		14			15		
5 . 保険差益		6			-		
6 . その他		12	48	0.6	15	66	1.2
営業外費用							
1.たな卸資産処分損		180			8		
2.投資事業組合等投資損失		-			6		
3.支払手数料		-			13		
4 . その他		19	200	2.3	2	31	0.5
経常損益(損失: )			933	10.5		272	5.0
特別利益							
1 . 投資有価証券売却益		29	29	0.3	41	41	0.7
特別損失							
1.過年度ポイント引当金繰入額		116			-		
2 . 店舗撤退損		66			8		
3.減損損失	* 2	290			57		
4 . 特別割増退職金等		98			-		
5 . その他		15	587	6.6	-	66	1.2
税金等調整前当期純損益 (損失: )			1,492	16.8		248	4.5
法人税、住民税及び事業税		46			26		
法人税等調整額		5	52	0.6	5	31	0.6
少数株主利益			1	0.0		1	0.0
当期純損益(損失: )			1,545	17.4		215	3.9
				1			1

# 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成19年2月1日 至 平成19年10月31日)

(百万円)

			株主資本		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年1月31日 残高	3,772	4,423	2,922	277	10,841
連結会計年度中の変動額					
当期純損益(損失: )			1,545		1,545
自己株式の取得				49	49
自己株式の処分		0		1	1
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合 計	-	0	1,545	48	1,593
平成19年10月31日 残高	3,772	4,423	1,377	325	9,247

	評価・掺	9算差額等			
	その他有価証券	評価・換算差額等	少数株主持分	純資産合計	
	評価差額金	合計			
平成19年1月31日 残高	40	40	10	10,892	
連結会計年度中の変動額					
当期純損益(損失: )				1,545	
自己株式の取得				49	
自己株式の処分				1	
株主資本以外の項目の	42	42	1	43	
連結会計年度中の変動額(純額)	42	42	1	43	
連結会計年度中の変動額合計	42	42	1	1,550	
平成19年10月31日 残高	82	82	11	9,342	

# 当連結会計年度(自 平成19年11月1日 至 平成20年3月31日)

(百万円)

			株主資本		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年10月31日 残高	3,772	4,423	1,377	325	9,247
連結会計年度中の変動額					
当期純損益(損失: )			215		215
自己株式の取得				0	0
株主資本以外の項目の連結					
会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合	_	_	215	0	215
計	-	-	213	U	213
平成20年3月31日 残高	3,772	4,423	1,592	325	9,462

	評価・接	<b>桑算差額等</b>		
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	少数株主持分	純資産合計
平成19年10月31日 残高	82	82	11	9,342
連結会計年度中の変動額				
当期純損益(損失: )				215
自己株式の取得				0

	評価・撙	<b>算差額等</b>		
	その他有価証券	評価・換算差額等	少数株主持分	純資産合計
	評価差額金	合計		
株主資本以外の項目の	140	140	5	145
連結会計年度中の変動額(純額)	140	140	3	143
連結会計年度中の変動額合計	140	140	5	69
平成20年3月31日 残高	57	57	6	9,411

# 【連結キャッシュ・フロー計算書】

		前連結会計年度 (自 平成19年2月1日 至 平成19年10月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年11月1日 至 平成20年3月31日)
		至 平成19年10月31日)	至 平成20年3月31日)
区分	注記番号	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純損益(損失: )		1,492	248
減価償却費		60	50
減損損失		290	57
賞与引当金の増減額(減少: )		71	74
役員退職慰労引当金の増減額(減少: )		58	-
ポイント引当金の増減額(減少: )		120	-
受取利息及び受取配当金		9	38
投資有価証券売却益		29	41
店舗撤退損		66	-
特別割増退職金等		98	-
売上債権の増減額(増加:)		292	145
たな卸資産の増減額(増加: )		680	210
仕入債務の増減額(減少: )		340	352
その他		37	169
小計		286	321
法人税等の支払額		63	51
その他		0	35
営業活動によるキャッシュ・フロー		350	305
投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の預入による支出		422	387
定期預金の払戻による収入		506	367
有形固定資産の取得による支出		157	129
投資有価証券の取得による支出		547	-
投資有価証券の売却による収入		449	223
敷金・差入保証金の差入による支出		91	28
敷金・差入保証金の回収による収入		501	119
保険積立金の満期等による収入		140	-
その他		36	10
投資活動によるキャッシュ・フロー		342	154
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入れによる収入		3,000	-
短期借入金の返済による支出		3,000	-
短期借入金の純増減額		-	500
自己株式の取得による支出		49	-
その他		1	0
財務活動によるキャッシュ・フロー		48	500
現金及び現金同等物に係る換算差額		-	0
現金及び現金同等物の増減額(減少: )		56	40
現金及び現金同等物の期首残高		2,586	2,530
現金及び現金同等物の期末残高	* 1	2,530	2,489
	<u> </u>		

前連結会計年度 (自 平成19年2月1日 至 平成19年10月31日)

当社グループは、当連結会計年度において781百万円の営業損失を計上し、3期連続の営業損失となりました。当該状況により継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

当社グループは、当該事象を解消すべく、売上面につきましては既存店の一部を新ショップブランド名で展開することによる集客率のアップ、ビジュアルマーチャンダイジングによりお客様にとって商品が見やすく、買いやすい店づくりを推進しベリテ全体のイメージアップを図ることによって、新規客の獲得を行ってまいります。また、前記に加え、客層別にターゲットを絞り込んだ催事をエリア別に開催することによって、売上高の向上を目指してまいります。利益面におきましては、粗利益の向上のため、利益率の高い本部投入商品の構成比を高めること、OEMによる新規オリジナル商品の投入、粗利益貢献率の高い取引先との取引拡大、利益率の高い海外仕入商品の投入等の施策を行ってまいります。

費用面におきましては、非効率部門の廃止、全社的な適正人員の配置等による費用の削減に努めてまいります。また、平成19年11月20日開催の取締役会において、希望退職者募集を決議し実施しており、人件費の抑制を行っております。当社グループは、上記計画を確実に達成するよう役員・社員一丸となって努力しており、早期に立て直しが図れるよう再生にむけて邁進してまいります。

資金面におきましては、当連結会計年度末において借入金が500百万円ありますが、現金及び預金を2,774百万円有しております。

連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、上記のような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映しておりません。

当連結会計年度 (自 平成19年11月1日 至 平成20年3月31日)

当社グループは、当連結会計年度においては237百万円の営業利益を計上したものの、前連結会計年度まで3期連続の営業損失を計上しております。また、当連結会計年度は決算期変更に伴い5ヵ月決算と変則的なものであり、収益基盤が安定したと判断できる状況に至っておらず、当該状況により継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております

当社グループは、当該事象を解消すべく、平成18年11月に 策定しました中期事業計画に基づいて前連結会計年度よ り、仕入構造・プライシング戦略の見直しによる粗利率の 向上、不採算店舗の閉鎖及び新規出店・店舗改装による店 舗収益力の強化、店舗運営体制の効率化による販売管理費 の削減、商品戦略の強化・店舗イメージの明確化による顧 客数の拡大、新規業態の開発による顧客層の拡大、本部組織 の改編を行っております。

また、ディジコ・ホールディングス・リミテッドによる当社株式の公開買付けが平成20年4月18日から平成20年5月27日まで実施され、本公開買付けが成立したことに伴い、同社が当社の親会社となりました。

当社グループは、親会社となったディジコ・ホールディングス・リミテッドの有する商品供給力と世界的なブランド力を活用することで、経営基盤の強化と収益基盤の安定を図ってまいります。

資金面におきましては、当連結会計年度末において借入金は全額返済しており、現金及び預金を2,480百万円有しております。

連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、上記のような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映しておりません。

# 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前連結会計年度 (自 平成19年2月1日 至 平成19年10月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年11月1日 至 平成20年3月31日)		
1 . 連結の範囲に関する事項	当社の子会社は、株式会社サンジュエル、 株式会社ジュエリーシノン、株式会社G B、株式会社ソバックの4社であり、すべ ての子会社を連結の範囲に含めております。	当社の子会社は、株式会社サンジュエル、株式会社ジュエリーシノン、株式会社ソバックの3社であり、すべての子会社を連結の範囲に含めております。 なお、前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社GBについては、平成20年2月13日付で清算結了したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しておりますが、清算結了までの損益計算書を連結しております。		
2 . 持分法の適用に関する事項	該当事項はありません。	同左		
3 . 連結子会社の事業年度等 に関する事項	連結子会社の決算日は、連結決算日と一致 しております。なお、当連結会計年度にお ける連結決算日の変更に伴い、連結子会社 4社は決算日を1月31日から3月31日に 変更しており、移行期である当連結会計年 度の決算日は10月31日までの9ヶ月決算 としております。	連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。なお、当連結会計年度における連結決算日の変更に伴い、連結子会社3社は決算日を1月31日から3月31日に変更しており、移行期である当連結会計年度の決算日は3月31日までの5ヶ月決算としております。		
4 . 会計処理基準に関する事				
項 (1) 重要な資産の評価基準及 び評価方法	有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づ く時価法 (評価差額は全部純資産直入法 により処理し、売却原価は移動平 均法により算定しております) 時価のないもの 移動平均法による原価法	有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 同 左 時価のないもの 同 左		
	なお、投資事業有限責任組合及び それに類する組合への出資(金 融商品取引法第2条第2項によ り有価証券とみなされるもの) については、組合契約に規定され る決算報告日に応じて入手可能 な最近の決算書を基礎とし、持分 相当額を純額で取り込む方法に よっております。 たな卸資産 イ.商品 個別法による原価法 一部商品(部材)については総 平均法による原価法 但し、金地金については個別法に よる低価法	たな卸資産 イ . 商 品 同 左		
	日 . 貯蔵品 日 . 貯蔵品 最終仕入原価法	口.貯蔵品 同 左		

		·
	前連結会計年度 (自 平成19年2月1日 至 平成19年10月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年11月1日 至 平成20年3月31日)
(2) 重要な減価償却資産の減	有形固定資産	有形固定資産
, ,	定率法	定率法
価償却の方法	70.175	
	(ただし、平成10年4月1日以降に	(ただし、平成10年4月1日以降に
	取得した建物(附属設備を除く)	取得した建物(附属設備を除く)
	は定額法)	は定額法)
	なお、主な耐用年数は以下のとおり	なお、主な耐用年数は以下のとおり
	であります。	であります。
	建物 3年~39年	建物 3年~39年
	工具器具及び備品 3年~20年	工具器具及び備品 3年~20年 (追加情報)
		法人税法改正に伴い、平成19年3月
		31日以前に取得した資産について
		は、改正前の法人税法に基づく減価
		償却の方法の適用により取得価額
		の5%に到達した連結会計年度の
		翌連結会計年度より、取得価額の
		5 %相当額と備忘価額との差額を
		5年間にわたり均等償却し、減価償
		却費に含めて計上しております。な
		お、これによる損益に与える影響は
		軽微であります。 
	無形固定資産	   無形固定資産
	定額法	同左
	なお、自社利用のソフトウェアに	
	ついては、社内における利用可能	
	期間(5年)における定額法	
(3) 重要な引当金の計上基準	貸倒引当金	貸倒引当金
	売上債権等の貸倒れによる損失に	同 左
	備えるため、一般債権については貸	
	倒実績率により、貸倒懸念債権等特	
	定の債権については個別に回収可	
	能性を検討し、回収不能見込額を計	
	上しております。	
	賞与引当金	賞与引当金
	従業員の賞与の支給に充てるため、	従業員の賞与の支給に充てるため、
	支給見込額に基づき計上しており	支給見込額に基づき計上しており
	ます。	ます。
		(追加情報)
		給与規程を改定し、8月1日から1
		月31日まで及び2月1日から7月
		31日までの支給対象期間を、10月1
		日から3月31日まで及び4月1日
		から9月30日までに変更すること
		にいたしました。なお、移行措置と
		して、平成20年7月支給賞与の支給
		対象期間を平成19年8月1日から
		平成20年3月31日までとしており
		ます。
		この支給対象期間の変更に伴う損
		益に与える影響はありません。

前連結会計年度 (自 平成19年2月1日 至 平成19年10月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年11月1日 至 平成20年3月31日)	
返品調整引当金 宝飾品については、売上済商品の期 末日後の返品損失に備えるため、過 去の経験率に基づき計上しており ます。	返品調整引当金 同 左	
ます。ポイント引きいい。 ボース はいい はいか はいい はいい はい はい はい はい はい はい はい はい はい が にい はい	ポイント引当金 ポイントカード制度により顧客に 付与したポイントの使用による費 用負担に備えるため、当連結会計年 度末において将来使用されると見 込まれる額を計上しております。	
発生したポイントに対応する金額を販売費及び一般管理費に「ポイント引当金繰入額」として46百万円計上し、過年度に発生したポイントに対応する額を「過年度ポイント引当金繰入額」として116百万円計上しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、売上高及び売上総利益が43百万円増加し、営業損失及び経常損失が3百万円、税金等調整前当期純損失120百万円増加しております。		

		<u></u>
	前連結会計年度 (自 平成19年2月1日 至 平成19年10月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年11月1日 至 平成20年3月31日)
	退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当 連結会計年度末における退職給付 債務及び年金資産の見込額に基づ き退職給付引当金または前払年金 費用を計上しております。 過去勤務債務は、その発生時の従業 員の平数(5年)による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平数 (5年)による定額法により時代存勤務期間以内の一定の年数 (5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会 計年度から費用処理することとしております。	退職給付引当金同左
	でのります。 役員退職慰労引当金 役員の退職金の支給に充てるため、 内規に基づく必要額を計上しております。	役員退職慰労引当金 (追加情報)  役員の退職金の支給に充てるため、 内規に基づく必要額を計上しておりましたが、平成19年11月22日開催の取締役会決議により、平成20年1月30日開催の定時株主総会をもって役員退職慰労金制度を廃止し、在任取締役及び監査役について株主総会終結時の要支給額を退任時に支給することを決議いたしました。また、全ての連結子会社においても同様の決議を行っております。これに伴い、定時株主総会までの期間に対応する役員退職慰労引当金を全額取崩し、固定負債の「その他」として計上しております。
(5) 重要なリース取引の処理 方法	リース物件の所有権が借主に移転すると 認められるもの以外のファイナンス・ リース取引については、通常の賃貸借取引 に係る方法に準じた会計処理によってお ります。	同左
(6) その他連結財務諸表作成 のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式に よっております。	消費税等の会計処理 同 左
5.連結決算日の変更に関する事項	平成18年11月30日開催の臨時株主総会において定款の一部変更が決議され、決算期を1月31日から3月31日に変更いたしました。このため、移行期である当連結会計年度は平成19年2月1日から10月31日までの9ヶ月間となっております。	平成18年11月30日開催の臨時株主総会において定款の一部変更が決議され、決算期を1月31日から3月31日に変更いたしました。このため、移行期である当連結会計年度は平成19年11月1日から平成20年3月31日までの5ヶ月間となっております。

		<del></del>
	前連結会計年度 (自 平成19年2月1日 至 平成19年10月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年11月1日 至 平成20年3月31日)
6 . 連結子会社の資産及び負 債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価につき ましては、全面時価評価法を採用しており ます。	同 左
7.連結キャッシュ・フロー 計算書における資金の範 囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同 左

# 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前連結会計年度 (自 平成19年2月1日 至 平成19年10月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年11月1日 至 平成20年3月31日)
(有形固定資産の減価償却方法)	
法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平	
成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一	
部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号))に	
伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産につ	
いては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しておりま	
<b>, ,</b>	
なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。	

#### 表示方法の変更

前連結会計年度 (自 平成19年2月1日 至 平成19年10月31日)

## 当連結会計年度 (自 平成19年11月1日 至 平成20年3月31日)

## (連結貸借対照表)

- 1.前連結会計年度まで流動資産の「その他」に含めていた「有価証券」は資産総額の100分の1を超えたため、当連結会計年度より区分掲記することといたしました。なお、前連結会計年度の流動資産の「その他」に含まれる「有価証券」は153百万円であります。
- 2.前連結会計年度において区分掲記しておりました「土地」(当連結会計年度98百万円)は、資産総額の100分の1以下となったため、有形固定資産の「その他」に含めて表示することに変更いたしました。

# (連結貸借対照表)

1.前連結会計年度まで有形固定資産の「その他」に含めていた「建物」は資産総額の100分の1を超えたため、当連結会計年度より区分掲記することといたしました。なお、前連結会計年度の有形固定資産の「その他」に含まれる「建物」は137百万円であります。

#### (連結損益計算書)

- 1.前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めていた「受取利息」は営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より区分掲記することといたしました。なお、前連結会計年度の営業外収益の「その他」に含まれる「受取利息」は6百万円であります。
- 2.前連結会計年度まで区分掲記しておりました「受取配当金」(当連結会計年度3百万円)は営業外収益の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より営業外収益の「その他」に含めて表示することに変更いたしました。

# (連結損益計算書)

- 1.前連結会計年度まで区分掲記しておりました「受取利息」(当連結会計年度3百万円)は営業外収益の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より営業外収益の「その他」に含めて表示することに変更いたしました。
- 2.前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めていた「受取配当金」は営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より区分掲記することといたしました。なお、前連結会計年度の営業外収益の「その他」に含まれる「受取配当金」は3百万円であります。
- 3.前連結会計年度まで区分掲記しておりました「受取賃貸料」(当連結会計年度4百万円)は営業外収益の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より営業外収益の「その他」に含めて表示することに変更いたしました。
- 4.前連結会計年度まで営業外費用の「その他」に含めていた「支払手数料」は営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より区分掲記することといたしました。なお、前連結会計年度の営業外費用の「その他」に含まれる「支払手数料」は8百万円であります。

# (連結キャッシュ・フロー計算書)

1.前連結会計年度において、営業活動によるキャッシュ・フローの小計より上の区分の「その他」に含めていた「賞与引当金の増減額」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することといたしました。なお、前連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローの小計より上の区分の「その他」に含まれる「賞与引当金の増減額」は 23百万円であります。

# (連結キャッシュ・フロー計算書)

1.前連結会計年度において区分掲記しておりました 「役員退職慰労引当金の増減額」(当連結会計年度2 百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結 会計年度より、営業活動によるキャッシュ・フローの小 計より上の区分の「その他」に含めて表示することに 変更いたしました。

#### 前連結会計年度 (自 平成19年2月1日 至 平成19年10月31日)

- 2.前連結会計年度において区分掲記しておりました 「退職給付引当金の増減額」(当連結会計年度 13百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、営業活動によるキャッシュ・フローの小計より上の区分の「その他」に含めて表示することに変更いたしました。
- 3.前連結会計年度において区分掲記しておりました 「無形固定資産の取得による支出」(当連結会計年度 25百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当 連結会計年度より、投資活動によるキャッシュ・フロー の「その他」に含めて表示することに変更いたしまし
- 4.前連結会計年度において、投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めていた「保険積立金の満期等による収入」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することといたしました。なお、前連結会計年度の投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含まれる「保険積立金の満期等による収入」は7百万円であります。
- 5.前連結会計年度において、財務活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めていた「自己株式の取得による支出」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することといたしました。なお、前連結会計年度の財務活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含まれる「自己株式の取得による支出」は 1百万円であります。
- 6.前連結会計年度において区分掲記しておりました 「自己株式の処分による収入」(当連結会計年度1百万円)及び「配当額の支払額」(当連結会計年度0 百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、財務活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示することに変更いたしました。

# 当連結会計年度 (自 平成19年11月1日 至 平成20年3月31日)

- 2.前連結会計年度において区分掲記しておりました「ポイント引当金の増減額」(当連結会計年度 17百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、営業活動によるキャッシュ・フローの小計より上の区分の「その他」に含めて表示することに変更いたしました。
- 3.前連結会計年度において区分掲記しておりました「店舗撤退損」(当連結会計年度8百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、営業活動によるキャッシュ・フローの小計より上の区分の「その他」に含めて表示することに変更いたしました。
- 4.前連結会計年度において区分掲記しておりました 「投資有価証券の取得による支出」(当連結会計年度 1百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当 連結会計年度より、投資活動によるキャッシュ・フロー の「その他」に含めて表示することに変更いたしまし た。
- 5.財務活動によるキャッシュ・フローの「短期借入れによる収入」及び「短期借入金の返済による支出」は、前連結会計年度までは総額で表示しておりましたが、当連結会計年度より純額で表示しております。なお、当連結会計年度の「短期借入れによる収入」は500百万円、「短期借入金の返済による支出」は 1,000百万円であります。
- 6.前連結会計年度において区分掲記しておりました 「自己株式の取得による支出」(当連結会計年度 0 百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結 会計年度より、財務活動によるキャッシュ・フローの 「その他」に含めて表示することに変更いたしました。

#### 注記事項

(連結貸借対照表関係) 前連結会計年度 当連結会計年度 (平成19年10月31日) (平成20年3月31日) \* 1 有形固定資産の減価償却累計額 289百万円 \* 1 有形固定資産の減価償却累計額 321百万円 \*2 担保資産及び担保付債務 \*2 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産は次のとおりであります。 現金及び預金 90百万円 現金及び預金 50百万円 担保付債務は次のとおりであります。 担保付債務は次のとおりであります。 銀行保証 90百万円 銀行保証 50百万円 (前払式証票発行及びライセンス契約に伴う支 (前払式証票発行に対するもの) 払いに対するもの) \*3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、平成17 3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、平成17 年9月22日付で株式会社みずほ銀行をエージェン 年9月22日付で株式会社みずほ銀行をエージェン トとするリボルビング・クレジット・ファシリ トとするリボルビング・クレジット・ファシリ ティ契約を締結いたしました。その内容は、次のと ティ契約を締結いたしました。なお、当連結会計年 おりであります。なお、財務制限条項(平成19年6月 度末における借入実行残高はありません。 29日付で一部変更)に抵触した場合は、本契約にか かる一切の債務について期限の利益を喪失し、直ち にこれらの債務を弁済しなければならないことが 定められています。 リボルビング・クレジット・ファシリティ契約に係る 借入未実行残高は、次のとおりであります。 総借入極度額 2,000百万円 借入実行残高 500 " 差引額 1.500 " 財務制限条項 借入人は、本契約締結日以降の各決算期の末日におい て、貸借対照表(連結ベース)の従来の「資本の部」の金 額を平成17年1月決算期末日における貸借対照表(連結 ベース)の資本の部の金額の80%以上に維持することを

- 確約する。
- 4 受取手形の割引高は、52百万円であります。
- 4 受取手形の割引高は、21百万円であります。

#### (連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成19年2月1日 至 平成19年10月31日) 当連結会計年度 (自 平成19年11月1日 至 平成20年3月31日)

\* 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額

# \* 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

給料・手当1,779百万円賞与引当金繰入額259百万円地代家賃977百万円減価償却費60百万円ポイント引当金繰入額46百万円

#### \* 2 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

#### 宝飾店舗

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
	建物	関東地区	255
│	建物附属設備	中部地区	10
		近畿地区	6
7.1		中国地区	0
	リース資産		17
合計			290

#### 減損損失の金額

建物	11百万円		
建物附属設備	35 "		
器具備品	24 "		
土地	146 "		
長期前払費用	11 "		
リース資産	61 "		
	290 "		

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位としてグルーピングしております。店舗については、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなる見込みであるため、または、取締役会において退店の決議がなされたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。建物及び土地については、固定資産税評価額を合理的に調整した価額により算定し、その他については売却可能性が見込めないため、零としております。

# は、次のとおりであります。 給料・手当 947百万円 賞与引当金繰入額 98百万円

地代家賃543百万円減価償却費50百万円

## \* 2 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

#### 宝飾店舗

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
		関東地区	17
建物附属設備 店舗 器具備品 資産 長期前払費用	中部地区	9	
	長期前払費用	近畿地区	17
	リース資産	四国地区	11
	その他	2	
合計			57

## 減損損失の金額

建物附属設備	備 3百万円		
器具備品	7 "		
長期前払費用	4 "		
リース資産	42 "		
合計	57 "		

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位としてグルーピングしております。店舗については、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなる見込みであるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しておりますが、売却可能性が見込めないため、零としております。

#### (連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成19年2月1日 至 平成19年10月31日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度増 加株式数(千株)	当連結会計年度減 少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式(注)1	18,404	1,250	-	19,654
A 種優先株式(注) 2	375	-	125	250
B 種優先株式	125	-	-	125
C 種優先株式	125	-	-	125
合計	19,029	1,250	125	20,154
自己株式				
普通株式(注)3,4	1,396	199	9	1,586
A種優先株式(注)5,6	-	125	125	-
合計	1,396	324	134	1,586

- (注) 1.普通株式の発行済株式の株式数の増加1,250千株は、当社普通株式を対価とするA種優先株式取得請求権の行使により普通株式を発行したことによる増加であります。
  - 2.A種優先株式の発行済株式の株式数の減少125千株は、自己株式の消却による減少であります。
  - 3.普通株式の自己株式の株式数の増加199千株は、市場買付による取得193千株及び単元未満株式の買取による増加6千株によるものであります。
  - 4.普通株式の自己株式の株式数の減少9千株は、ストックオプションの行使に伴う自己株式の処分による減少であります。

  - 6.A種優先株式の自己株式の株式数の減少125千株は、自己株式の消却による減少であります。

## 2.新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的	新株予約権の目的と	当連結会計年度末
	かいか 1 かり長っちょうかく	となる株式の種類	なる株式の数(株)	残高(百万円)
提出会社	ストックオプション	_	_	_
(親会社)	としての新株予約権	-	-	-
	合計	-	-	-

3.配当に関する事項 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成19年11月1日 至 平成20年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度増 加株式数(千株)	当連結会計年度減 少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	19,654	-	-	19,654
A 種優先株式	250	-	-	250
B 種優先株式	125	-	-	125
C 種優先株式	125	-	-	125
合計	20,154	-	-	20,154

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度増 加株式数(千株)	当連結会計年度減 少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
自己株式				
普通株式(注)	1,586	1	-	1,588
合計	1,586	1	-	1,588

(注)普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取によるものであります。

# 2.新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的と なる株式の数(株)	当連結会計年度末 残高(百万円)
提出会社 (親会社)	ストックオプション としての新株予約権	-	-	-
	合計	-		-

3.配当に関する事項 該当事項はありません。

# (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成19年2月1日 至 平成19年10月31日)		当連結会計年度 (自 平成19年11月1日 至 平成20年3月31日)		
* 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に		* 1 現金及び現金同等物の期末残高と通		
掲記されている科目の金額との関係	系(平成19年10月	掲記されている科目の金額との関	係(平成20年3月	
31日現在)		31日現在)		
現金及び預金勘定	2,774百万円	現金及び預金勘定	2,480百万円	
預入期間が3か月を超える定期預 金	398百万円	預入期間が3か月を超える定期預 金	398百万円	
取得日から3か月以内に償還期限 の到来する短期投資(有価証券)	153百万円	取得日から 3 か月以内に償還期限 の到来する短期投資(有価証券)	406百万円	
現金及び現金同等物	2,530百万円	現金及び現金同等物	2,489百万円	

## (リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成19年2月1日 至 平成19年10月31日) 当連結会計年度 (自 平成19年11月1日 至 平成20年3月31日)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

1	. リース物件の取得価額相当額	減価償却累計額相当
	額、減損損失累計額相当額及び	が期末残高相当額

	取得価額相当 額 (百万円)	減価償 却累計 額 百万円)	減損損 失累計 額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
有形固定 資産「そ の他」	820	393	157	269
無形固定 資産	200	123	-	76
合計	1,020	516	157	346

	取得価額相当額(百万円)	減価償 却累計 額 百万円)	減損 損 失期 額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
有形固定 資産「そ の他」	800	417	198	184
無形固定 資産	193	133	-	59
合計	994	551	198	244

2. 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額

1年内196百万円1年超267 "合計463 "リース資産減損勘定の残高110 "

2 . 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額

1年内187百万円1年超191 "合計378 "リース資産減損勘定の残高128 "

3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料191百万円リース資産減損勘定の取崩額115 "減価償却費相当額183 "支払利息相当額8 "減損損失61 "

3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料88百万円リース資産減損勘定の取崩額23 "減価償却費相当額84 "支払利息相当額3 "減損損失42 "

4.減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

4.減価償却費相当額の算定方法

同 左

5 . 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との 差額を利息相当額とし、各期への配分方法について は、利息法によっております。 5 . 利息相当額の算定方法

同 左

(有価証券関係)

前連結会計年度

1. その他有価証券で時価のあるもの(平成19年10月31日現在)

	種類	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計 上額 (百万円)	差額 (百万円)
\	(1) 株式	107	128	20
連結貸借対照表計上額が取	(2) その他	748	878	129
	小計	856	1,006	149
連結貸借対照表計上額が取	(1) その他	100	89	11
得原価を超えないもの	小計	100	89	11
合計		957	1,096	138

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成19年2月1日 至平成19年10月31日)

(単位:百万円)

売却額売却益の合計額売却損の合計額4372915

- 3.時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額(平成19年10月31日現在)
- (1) その他有価証券

非上場株式 0百万円 非上場公社債投資信託 153百万円 投資事業組合等への出資 76百万円

当連結会計年度

1. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	種類	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計 上額 (百万円)	差額 (百万円)
	(1) 株式	17	25	7
連結貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの	(2) その他	283	319	36
10.00	小計	301	344	43
	(1) 株式	91	66	25
│ 連結貸借対照表計上額が取 │ 得原価を超えないもの	(2) その他	384	307	76
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	小計	476	374	101
合計		777	719	57

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成19年11月1日 至平成20年3月31日)

(単位:百万円)

売却額売却益の合計額売却損の合計額22341-

- 3.時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額(平成20年3月31日現在)
- (1) その他有価証券

非上場株式0百万円非上場公社債投資信託406百万円投資事業組合等への出資69百万円

4.その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額(平成20年3月31日現在)

EDINET提出書類 株式会社ベリテ(E03181) 有価証券報告書

	1 年以内 (百万円)	1 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
その他	406	-	-	-
合計	406	-	-	-

EDINET提出書類 株式会社ベリテ(E03181) 有価証券報告書

# (デリバティブ取引関係)

当社グループは、前連結会計年度及び当連結会計年度のいずれにおいてもデリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

#### (退職給付関係)

# 1.採用している退職給付制度の概要

当社(連結子会社への出向者を含む。)は、従来、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度(総合設立型)及び適格退職年金制度を採用しておりましたが、平成19年4月1日付けで適格退職年金制度から確定給付企業年金制度へ移行し、キャッシュバランスプランを導入しております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

なお、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次のとおりであります。

(1)制度全体の積立状況に関する事項(平成19年3月31日現在)

 年金資産の額
 51,083百万円

 年金財政計算上の給付債務の額
 48,152 "

差引額 2,931 "

(2)制度全体に占める当社グループの掛金拠出割合(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) 5.2%

#### (3)補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高5,997百万円と別途積立金8,925百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であり、当社グループは、当期の連結財務諸表上、特別掛金10百万円を費用処理しております。

なお、上記(2)の割合は当社グループの実際の負担割合とは一致しておりません。

## 2.退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成19年10月31日) (百万円)	当連結会計年度 (平成20年3月31日) (百万円)
イ.退職給付債務	1,392	1,361
口.年金資産 (注)	1,601	1,241
八.未積立退職給付債務(イ+ロ)	209	119
二.未認識数理計算上の差異	212	139
亦 . 未認識過去勤務債務	16	8
へ.連結貸借対照表計上額純額 (ハ+ニ+ホ)	13	27
ト.前払年金費用	13	27
チ.退職給付引当金(へ・ト)	-	-

(注)上記年金資産以外に、総合設立の厚生年金基金への拠出に対応する年金資産の額は、前連結会計年度は1,947百万円であります。

#### 3.退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自平成19年2月1日 至平成19年10月31日) (百万円)	当連結会計年度 (自平成19年11月1日 至平成20年3月31日) (百万円)
イ.勤務費用 (注)	198	106
口.利息費用	22	11
八.期待運用収益	24	13
二.数理計算上の差異の費用処理額	30	25
ホ.過去勤務債務の費用処理額	14	8
退職給付費用(イ+ロ+八+二+ホ)	180	87

(注)総合設立の厚生年金基金への要拠出額は、「イ.勤務費用」に計上しております。

# 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

		T-
	前連結会計年度 (自平成19年2月1日 至平成19年10月31日)	当連結会計年度 (自平成19年11月1日 至平成20年3月31日)
イ.退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
口.割引率	2.0%	同左
八.期待運用収益率	2.0%	同左
二.過去勤務債務の額の処理年数	5年(発生時の従業員の平均残 存勤務期間以内の一定の年数に よる定額法によっておりま す。)	同左
ホ.数理計算上の差異の処理年数	5年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしております。)	同左

# (追加情報)

当連結会計年度より、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その2)」(企業会計基準第14号 平成19年5月15日)を適用しております。

## (ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自平成19年2月1日至平成19年10月31日)

- 1.ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況
  - (1) ストック・オプションの内容

	平成15年 4 月24日定時株主総会決議 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7名、当社監査役 1名及び当社店長・課長以上の従業員 169名
株式の種類別のストック・オプ ションの数 (注)	普通株式 573,000株
付与日	平成15年6月19日
権利確定条件	該当事項はありません。
対象勤務期間	該当事項はありません。
権利行使期間	平成17年5月1日から平成20年4月30日まで

## (注)株式数に換算して記載しております。

# (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成15年4月24日定時株主総会決議 ストック・オプション	
権利確定前(株)	-	
前連結会計年度末	-	
付与	-	
失効	-	
権利確定	-	
未確定残	-	
権利確定後(株)	-	
前連結会計年度末	168,000	
権利確定	-	
権利行使	9,000	
失効	-	
未行使残	159,000	

# 単価情報

	平成15年4月24日定時株主総会決議 ストック・オプション	
権利行使価格(円)		197
行使時平均株価(円)		272
付与日における公正な評価単価(円)		-

## 2. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

会社法の施行日前に付与されたストック・オプションであるため、記載を省略しております。

# 3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

勤務条件の不達成等による将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を 採用しております。

# 4. 連結財務諸表への影響額

会社法の施行日前に付与されたストック・オプションであるため、連結財務諸表への影響はありません。

当連結会計年度(自 平成19年11月1日 至 平成20年3月31日)

- 1.ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況
  - (1) ストック・オプションの内容

平成15年 4 月24日定時株主総会決議 ストック・オプション
当社取締役 7名、当社監査役 1名及び当社店長・課長以上の従業員 169名
普通株式 573,000株
平成15年6月19日
該当事項はありません。
該当事項はありません。
平成17年5月1日から平成20年4月30日まで

# (注)株式数に換算して記載しております。

# (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成15年 4 月24日定時株主総会決議 ストック・オプション	
権利確定前 (株)	-	
前連結会計年度末	-	
付与	-	
失効	-	
権利確定	-	
未確定残	-	
権利確定後(株)	-	
前連結会計年度末	159,000	)
権利確定	-	
権利行使	-	
失効	-	
未行使残	159,000	)

## 単価情報

	平成15年4月24日定時株主総会決議 ストック・オプション	
権利行使価格(円)		197
行使時平均株価(円)		-
付与日における公正な評価単価(円)		-

# 2. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

会社法の施行日前に付与されたストック・オプションであるため、記載を省略しております。

# 3 . ストック・オプションの権利確定数の見積方法

勤務条件の不達成等による将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を 採用しております。

# 4. 連結財務諸表への影響額

会社法の施行日前に付与されたストック・オプションであるため、連結財務諸表への影響はありません。

# (税効果会計関係)

前連結会計年度 (自 平成19年2月1日 至 平成19年10月31日)		当連結会計年度 (自 平成19年11月1日 至 平成20年3月31日)	
1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生	生の主な原因別	1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の	D主な原因別
の内訳		の内訳	
. 244	<i>(</i>	, W.A.	. ====
(	位:百万円)	-	: 百万円)
繰延悦並員准   未払金	44	操延税金資産 減損損失	142
│	14		10
賞与引当金	104	常与引当金	75
貸倒引当金	10	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
返品調整引当金	15	返品調整引当金	10
繰越欠損金	971	繰越欠損金	914
ポイント引当金	48	ポイント引当金	41
	9	その他有価証券評価差額金	23
減損損失	131	その他	16
その他	3	│    繰延税金資産小計	1,247
繰延税金資産小計	1,352	評価性引当額	1,246
評価性引当額	1,352	—————————————————————————————————————	0
繰延税金資産合計	0	繰延税金負債	
繰延税金負債		前払年金費用	11
前払年金費用	5	その他	0
その他有価証券評価差額金	55	操延税金負債合計	11
その他	0		10
繰延税金負債合計	61		
繰延税金資産(負債)の純額	61		
  (注)繰延税金資産(負債)の純額は、連	結貸借対照表の	   (注)繰延税金資産(負債)の純額は、連結	貸借対照表の
以下の項目に含まれております。		以下の項目に含まれております。	
   流動資産 - その他	0	流動資産 - その他	0
流動負債 - その他	0	流動負債 - その他	0
固定負債 - その他	61	固定負債 - その他	11
2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担 率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因 となった主要な項目別の内訳		2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人 率との間に重要な差異があるときの、当 となった主要な項目別の内訳	
法人税等を控除する前の当期純利益が	がないため記載	法定実効税率	40.6%
		(調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目	
		住民税均等割等	9.6
		評価性引当額の増減	37.8
		その他	3.3
		税効果会計適用後の法人税等の負担率 	12.7%

## (セグメント情報)

# 【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成19年2月1日 至 平成19年10月31日)及び当連結会計年度(自 平成19年11月1日 至 平成20年3月31日)

全セグメントの売上高の合計、営業損失及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める「宝飾品関連事業」の割合が、いずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

# 【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成19年2月1日 至 平成19年10月31日)及び当連結会計年度(自 平成19年11月1日 至 平成20年3月31日)

連結会社が本邦以外の国又は地域に存在しないため、該当事項はありません。

## 【海外売上高】

前連結会計年度(自 平成19年2月1日 至 平成19年10月31日)及び当連結会計年度(自 平成19年11月1日 至 平成20年3月31日)

連結会社の本邦以外の国又は地域における売上高がないため、該当事項はありません。

# 【関連当事者との取引】

前連結会計年度(自平成19年2月1日至平成19年10月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成19年11月1日至平成20年3月31日)

該当事項はありません。

# (1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成19年2月1 至 平成19年10月31		当連結会計年度 (自 平成19年11月1日 至 平成20年3月31日)	)
1 株当たり純資産額	449円98銭	1 株当たり純資産額	454円15銭
1 株当たり当期純損失金額	91円03銭	1 株当たり当期純利益金額	11円92銭
		潜在株式調整後 1 株当たり当期純利 益	9円34銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額について			
は、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であ			
るため記載しておりません。			

- (注)1.1株当たり純資産額の計算においては、純資産額から優先株式の払込金額1,200百万円を控除しております。
  - 2.1株当たり当期純損益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成19年2月1日 至 平成19年10月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年11月1日 至 平成20年3月31日)
1 株当たり当期純損益金額		
当期純利益又は当期純損失( ) (百万円)	1,545	215
普通株主に帰属しない金額(百万円)	0	0
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失( )(百万円)	1,545	215
普通株式の期中平均株式数(株)	16,978,922	18,067,352
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	5,000,000
(うち A種優先株式)	-	2,500,000
(うち B種優先株式)	-	1,250,000
(うち C種優先株式)	-	1,250,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	A種優先株式 B種優先株式 C種優先株式 なお、優先株式の概要は、「第4提 出会社の状況 1株式等の状況(1) 株式の総数等 発行済株式」に記 載のとおりであります。 平成15年4月24日定時株主総会決 議ストックオプション (新株予約権方式) 普通株式 159千株 なお、新株予約権の概要は、「第4 提出会社の状況 1株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。	平成15年4月24日定時株主総会決議ストックオプション (新株予約権方式) 普通株式159千株 なお、新株予約権の概要は、「第4 提出会社の状況1株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

# (重要な後発事象)

	, and the state of
前連結会計年度 (自 平成19年2月1日 至 平成19年10月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年11月1日 至 平成20年3月31日)
	当社は、平成20年4月15日開催の取締役会において、ディジコ・ホールディングス・リミテッドによる当社株式の公開買付けに賛同の意を表明いたしました。本公開買付けは平成20年4月18日から平成20年5月27日まで実施され、本公開買付けが成立したことに伴い、ディジコ・ホールディングス・リミテッドが当社の親会社となりました。

# 【連結附属明細表】

# 【社債明細表】

該当事項はありません。

### 【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	500	-	1.351	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
その他の有利子負債	-	-	-	-
計	500	-	-	-

<sup>(</sup>注)「平均利率」については、実績値の加重平均利率を記載しております。

# (2)【その他】

該当事項はありません。

# 2【財務諸表等】

# (1)【財務諸表】 【貸借対照表】

【复旧八流代】		f (平成		)	) (平成	当事業年度 (平成20年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百	百万円)	構成比(%)	金額(百万円)		構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1 . 現金及び預金	* 1		2,639			2,350	
2 . 受取手形			729			592	
3 . 売掛金	* 3		802			786	
4.有価証券			153			406	
5 . 商品			3,828			4,038	
6.貯蔵品			30			33	
7.前払費用			56			37	
8.未収入金	* 3		365			283	
9.預け金			316			349	
10.短期貸付金	* 3		141			-	
11 . その他	* 3		11			5	
12.貸倒引当金			177			28	
流動資産合計			8,899	64.6		8,856	66.7
固定資産							
(1) 有形固定資産							
1 . 建物		287			307		
減価償却累計額		152	135		161	145	
2 . 工具器具及び備品		286			319		
減価償却累計額		135	150		156	162	
3 . 土地			98			98	
4 . 建設仮勘定			36			1	
有形固定資産合計			421	3.1		409	3.1

		Ė	 前事業年度		<u> </u>	 当事業年度	
			(平成19年10月31日)			39条千及 520年3月31日	)
区分	注記 番号	金額(百	百万円)	構成比 (%)	金額(百	百万円)	構成比 (%)
(2) 無形固定資産							
1 . 商標権			0			0	
2 . ソフトウェア			72			64	
3 . その他			27			27	
無形固定資産合計			100	0.7		92	0.7
(3) 投資その他の資産							
1 . 投資有価証券			1,172			789	
2 . 関係会社株式			150			150	
3 . 出資金			2			2	
4 . 長期前払費用			43			39	
5 . 敷金・差入保証金			2,680			2,588	
6 . 長期性預金			221			241	
7 . その他			88			102	
投資その他の資産合 計			4,358	31.6		3,913	29.5
固定資産合計			4,880	35.4		4,414	33.3
資産合計			13,780	100.0		13,271	100.0

			前事業年度 19年10月31日	)		当事業年度 20年3月31日	)
区分	注記番号	金額(百	百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)		構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
1 . 支払手形			1,878			2,287	
2 . 買掛金			604			548	
3 . 短期借入金	* 2		500			-	
4 . 未払金			568			245	
5 . 未払費用			171			184	
6 . 未払法人税等			47			33	
7.前受金			71			93	
8.預り金			13			13	
9 . 賞与引当金			258			185	
10.返品調整引当金			39			26	
11 . その他			8			11	
流動負債合計			4,162	30.2		3,630	27.3
固定負債							
1 . 繰延税金負債			61			11	
2 . ポイント引当金			119			102	
3 . 役員退職慰労引当金			20			-	
4 . その他			113			151	
固定負債合計			314	2.3		264	2.0
負債合計			4,477	32.5		3,895	29.3

				)		当事業年度 20年3月31日	)
区分	注記番号	金額(百	5万円)	構成比 (%)	金額(百万円)		構成比 (%)
(純資産の部)							
株主資本							
(1)資本金			3,772	27.4		3,772	28.4
(2) 資本剰余金							
1.資本準備金		4,421			4,421		
2 . その他資本剰余金		1			1		
資本剰余金合計			4,423	32.1		4,423	33.3
(3) 利益剰余金							
1 . 利益準備金		269			269		
2 . その他利益剰余金							
別途積立金		3,800			3,800		
繰越利益剰余金		2,719			2,505		
利益剰余金合計			1,350	9.8		1,564	11.8
(4) 自己株式			325	2.4		325	2.4
株主資本合計			9,220	66.9		9,434	71.1
評価・換算差額等							
(1)その他有価証券評価差 額金			82	0.6		57	0.4
評価・換算差額等合計			82	0.6		57	0.4
純資産合計			9,303	67.5		9,376	70.7
負債純資産合計			13,780	100.0		13,271	100.0

# 【損益計算書】

		(自平原	前事業年度 成19年2月1 成19年10月31	日 日)	当事業年度 (自 平成19年11月1日 至 平成20年3月31日)		
区分	注記番号	金額(百	万円)	百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)
売上高			8,692	100.0		5,467	100.0
売上原価							
1 . 商品期首たな卸高		4,373			3,828		
2 . 当期商品仕入高		4,126			2,867		
合計		8,500			6,696		
3 . 他勘定振替高	* 1	304			8		
4 . 商品期末たな卸高		3,828	4,366	50.2	4,038	2,648	48.4
売上総利益			4,325	49.8		2,818	51.6
返品調整引当金戻入額			10	0.1		12	0.2
差引売上総利益			4,335	49.9		2,831	51.8
販売費及び一般管理費	* 2		5,071	58.4		2,602	47.6
営業損益(損失: )			736	8.5		229	4.2
営業外収益	* 4						
1.受取利息		7			-		
2 . 受取配当金		-			35		
3.受取賃貸料		9			-		
4 . 受取手数料		14			15		
5 . 保険差益		6			-		
6 . その他		16	54	0.6	15	66	1.2
営業外費用							
1 . たな卸資産処分損		180			8		
2 . 投資事業組合等投資損失		-			6		
3 . 支払手数料		-			13		
4 . その他		30	210	2.4	2	31	0.6
経常損益(損失: )			892	10.3		264	4.8

		前事業年度 (自 平成19年2月1日 至 平成19年10月31日)			当事業年度 (自 平成19年11月1日 至 平成20年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(百	百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)
特別利益							
1.投資有価証券売却益		28	28	0.3	41	41	0.8
特別損失							
1 . 過年度ポイント引当金繰 入額		116			-		
2 . 店舗撤退損		64			8		
3.減損損失	* 3	273			55		
4 . 特別割増退職金等		98			-		
5 . その他		15	568	6.5	-	63	1.2
税引前当期純損益 (損失: )			1,432	16.5		242	4.4
法人税、住民税及び事業 税		42			22		
法人税等調整額		5	48	0.5	5	28	0.5
当期純損益(損失: )			1,480	17.0		214	3.9
							1

# 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成19年2月1日 至 平成19年10月31日)

(単位:百万円)

		株 主 資 本									
		資	本剰余:	<del></del> 金		利益	剰 余 金				
	資本金		その他	資本剰余金		その他和	川益剰余金	利益剰余金	   自己株式	株主資本	
	22.1.	資本準備金	資本剰余金	合計	利益準備金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金	合計		合 計	
平成19年 1月31日 残高	3,772	4,421	1	4,423	269	3,800	1,239	2,830	277	10,749	
事業年度中の変 動額											
当期純損益(損 失: )				-			1,480	1,480		1,480	
自己株式の取得				-				-	49	49	
自己株式の処分			0	0				-	1	1	
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額(純額 )											
事業年度中の変 動額合計	•	•	0	0	•	1	1,480	1,480	48	1,528	
平成19年 10月31日 残高	3,772	4,421	1	4,423	269	3,800	2,719	1,350	325	9,220	

	評価・換	算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成19年1月31日 残高	39	39	10,788
事業年度中の変動額			
当期純損益(損失: )			1,480
自己株式の取得			49
自己株式の処分			1
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	42	42	42
事業年度中の変動額合計	42	42	1,485
平成19年10月31日 残高	82	82	9,303

当事業年度(自 平成19年11月1日 至 平成20年3月31日)

有価証券報告書(単位:百万円)

		株主資本									
		資	本剰余:	<del></del>		利益	剰 余 金				
	資本金		その他	資本剰余金		その他和	川益剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本	
	94.1.3M	資本準備金	資本剰余金	合計	☆ 計  利益学備並	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金	合 計	繰越利益 合計		合 計
平成19年 10月31日 残高	3,772	4,421	1	4,423	269	3,800	2,719	1,350	325	9,220	
事業年度中の変 動額											
当期純損益 (損失: )							214	214		214	
自己株式の取得								-	0	0	
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額(純額 )											
事業年度中の変 動額合計	-	•	-	-	•	ı	214	214	0	214	
平成20年 3月31日 残高	3,772	4,421	1	4,423	269	3,800	2,505	1,564	325	9,434	

	評価・換	算差額等	体次立△≒
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	純資産合計
平成19年10月31日 残高	82	82	9,303
事業年度中の変動額			
当期純損益(損失: )			214
自己株式の取得			0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	140	140	140
事業年度中の変動額合計	140	140	73
平成20年3月31日 残高	57	57	9,376

#### 前事業年度 (自 平成19年2月1日 至 平成19年10月31日)

当社は、当事業年度において736百万円の営業損失を計上し、3期連続の営業損失となりました。当該状況により継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

当社は、当該事象を解消すべく、売上面につきましては既存店の一部を新ショップブランド名で展開することによる集客率のアップ、ビジュアルマーチャンダイジングによりお客様にとって商品が見やすく、買いやすい店づくりを推進しベリテ全体のイメージアップを図ることによって、新規客の獲得を行ってまいります。また、前記に加え、客層別にターゲットを絞り込んだ催事をエリア別に開催することによって、売上高の向上を目指してまいります。

利益面につきましては、粗利益の向上のため、利益率の高い本部投入商品の構成比を高めること、OEMによる新規オリジナル商品の投入、粗利益貢献率の高い取引先との取引拡大、利益率の高い海外仕入商品の投入等の施策を行ってまいります。

費用面につきましては、非効率部門の廃止、全社的な適正 人員の配置等による費用の削減に努めてまいります。また、 平成19年11月20日開催の取締役会において、希望退職者募 集を決議し実施しており、人件費の抑制を行ってまいりま す。

当社は、上記計画を確実に達成するよう役員・社員一丸となって努力しており、早期に立て直しが図れるよう再生にむけて邁進してまいります。

資金面におきましては、当事業年度末において借入金が500百万円ありますが、現金及び預金を2,639百万円有しております。

財務諸表は継続企業を前提として作成されており、上記のような重要な疑義の影響を財務諸表には反映しておりません。

### 当事業年度 (自 平成19年11月1日 至 平成20年3月31日)

当社は、当事業年度においては229百万円の営業利益を計上したものの、前事業年度まで3期連続の営業損失を計上しております。また、当事業年度は決算期変更に伴い5ヵ月決算と変則的なものであり、収益基盤が安定したと判断できる状況に至っておらず、当該状況により継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

当社は、当該事象を解消すべく、平成18年11月に策定しました中期事業計画に基づいて前事業年度より、仕入構造・プライシング戦略の見直しによる粗利率の向上、不採算店舗の閉鎖及び新規出店・店舗改装による店舗収益力の強化、店舗運営体制の効率化による販売管理費の削減、商品戦略の強化・店舗イメージの明確化による顧客数の拡大、新規業態の開発による顧客層の拡大、本部組織の改編を行っております。

また、ディジコ・ホールディングス・リミテッドによる当社株式の公開買付けが平成20年4月18日から平成20年5月27日まで実施され、本公開買付けが成立したことに伴い、同社が当社の親会社となりました。

当社は、親会社となったディジコ・ホールディングス・リミテッドの有する商品供給力と世界的なブランド力を活用することで、経営基盤の強化と収益基盤の安定を図ってまいります。

資金面におきましては、当事業年度末において借入金は全額返済しており、現金及び預金を2,350百万円有しております。

財務諸表は継続企業を前提として作成されており、上記のような重要な疑義の影響を財務諸表には反映しておりません。

# 重要な会計方針

	前事業年度 (自 平成19年2月1日 至 平成19年10月31日)	当事業年度 (自 平成19年11月1日 至 平成20年3月31日)
1 . 有価証券の評価基準及び 評価方法	(1)子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2)その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの 移動平均法による原価法 なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合	(1)子会社株式及び関連会社株式 同 左 (2)その他有価証券 時価のあるもの 同 左 時価のないもの 同 左
	契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。	
2.たな卸資産の評価基準及び評価方法	(1)商 品 個別法による原価法 一部商品(部材)については総平 均法による原価法 但し、金地金については個別法によ る低価法	(1) 商品 同左
	(2) 貯蔵品 最終仕入原価法	(2) 貯蔵品 同 左
3.固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法(ただし、平成10年4月1日 以降に取得した建物(附属設備を 除く)については定額法)を採用 しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおり です。 建物 3年~39年 工具器具及び備品 3年~20年	(1) 有形固定資産 定率法(ただし、平成10年4月1日 以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法)を採用 しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 建物 3年~39年 工具器具及び備品 3年~20年 (追加情報) 法人税法改正に伴い、平成19年3 月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

	T	
	前事業年度 (自 平成19年2月1日 至 平成19年10月31日)	当事業年度 (自 平成19年11月1日 至 平成20年3月31日)
4 . 引当金の計上基準	(2) 無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法 (3)長期前払費用 定額法 (1)貸倒引当金 売上債権等の貸倒れによる損失に	(2)無形固定資産 同 左 (3)長期前払費用 同 左 (1)貸倒引当金 同 左
	備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。  (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。	(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため、 支給見込額に基づき計上しており ます。
		(追加情報) 給与規程を改定し、8月1日から1月31日まで及び2月1日から7月31日までの支給対象期間を、10月1日から3月31日まで及び4月1日から9月30日までに変更することにいたしました。なお、移行措置として、平成20年7月支給賞与の支給対象期間を平成19年8月1日から平成20年3月31日までとしております。この支給対象期間の変更に伴う損益に与える影響はありません。
	(3) 返品調整引当金 売上済商品の期末日後の返品損失 に備えるため、過去の経験率に基づ き計上しております。	(3) 返品調整引当金 同 左

	前事業年度 (自 平成19年2月1日 至 平成19年10月31日)	当事業年度 (自 平成19年11月1日 至 平成20年3月31日)
	(4) ポイント引当金	(4) ポイント引当金
	ポイントカード制度により顧客に	ポイントカード制度により顧客に
	付与したポイントの使用による費	付与したポイントの使用による費
	用負担に備えるため、当事業年度末	用負担に備えるため、当事業年度末
	において将来使用されると見込ま	において将来使用されると見込ま
	れる額を計上しております。	れる額を計上しております。
	(会計処理方法の変更)	
	従来、ポイントカード制度により付	
	与したポイントについては、ポイン	
	ト使用時に売上高の控除として計	
	上しておりましたが、現行のポイン	
	トカード導入年度より合理的に見	
	積もることに必要な年数が相当年	
	度経過し、当事業年度末より有効ポ	
	イント残高及び将来の使用割合を	
	過去の経験率等により合理的に見	
	積もれるようになったため、財務内	
	容の健全化と期間損益の一層の適	
	正化を目的としてポイント引当金	
	を計上するとともに、ポイントカー	
	ド制度に基づくポイント付与が販	
	売促進に有効であることが明らか	
	になったことにより、ポイント付与	
	時に販売費及び一般管理費として	
	計上することと致しました。	
	この変更に伴い、当事業年度に発生	
	したポイントに対応する金額を販	
	売費及び一般管理費に「ポイント	
	引当金繰入額」として46百万円計	
	上し、過年度に発生したポイントに	
	対応する額を「過年度ポイント引	
	当金繰入額」として116百万計上し	
	ております。	
	この結果、従来の方法によった場合	
	と比較して、売上高及び売上総利益	
	が43百万円増加し、営業損失及び経	
	常損失が3百万円、税引前当期純損	
I	L T T D B 10 1 - 4 10 1 - 4	1

失119百万円増加しております。

	<u> </u>	(Fig. 1)
	前事業年度 (自 平成19年2月1日 至 平成19年10月31日)	当事業年度 (自 平成19年11月1日 至 平成20年3月31日)
	(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事 業年度末における退職給付債務及び 年金資産の見込額に基づき退職給付 引当金または前払年金費用を計上しております。 過去勤務債務は、その発生時の従業員 の平均残存勤務期間以内の一定の年 数理計算上の差異は、各事業年度の発 生時における従業員の平均残存勤務 期間以内の一定の年数(5年入りに 期間以内の一定の年数(5年入りで もる定額法に必要をそれぞれ発生の選事業年度から費用処理することとしております。 (6) 役員退職慰の退職金の支給に充てるため、 内規に基づく必要額を計上しております。	(5) 退職給付引当金
5.リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると 認められるもの以外のファイナンス・ リース取引については、通常の賃貸借取引 に係る方法に準じた会計処理によってお ります。	ます。
6.その他財務諸表作成のための重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっ ております。	(1) 消費税等の会計処理 同 左
7.決算日の変更に関する事項	平成18年11月30日開催の臨時株主総会において定款の一部変更が決議され、決算期を1月31日から3月31日に変更いたしました。このため、移行期である当事業年度は平成19年2月1日から10月31日までの9ヶ月間となっております。	平成18年11月30日開催の臨時株主総会において定款の一部変更が決議され、決算期を1月31日から3月31日に変更いたしました。このため、移行期である当事業年度は平成19年11月1日から平成20年3月31日までの5ヶ月間となっております。

# 会計処理方法の変更

前事業年度	当事業年度
(自 平成19年2月1日	(自 平成19年11月1日
至 平成19年10月31日)	至 平成20年3月31日)
(有形固定資産の減価償却方法) 法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の 一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号)) に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産に ついては、改正後の法人税法に基づく方法に変更してお ります。 なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。	

#### 表示方法の変更

### 前事業年度 (自 平成19年2月1日 至 平成19年10月31日)

### 当事業年度 (自 平成19年11月1日 至 平成20年3月31日)

### (貸借対照表)

- 1.前期まで流動資産の「その他」に含めていた「短期 貸付金」(150百万円)は資産総額の100分の1を超えた ため、当期より区分掲記することといたしました。
- 2.前期まで区分掲記しておりました「保険積立金」 (当期69百万円)は資産総額の100分の1以下となった ため、当期より投資その他の資産の「その他」に含めて 表示することに変更いたしました。

#### (損益計算書)

- 1.前期まで営業外収益の「その他」に含めていた「受取利息」(8百万円)は営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当期より区分掲記することといたしました。
- 2.前期まで区分掲記しておりました「受取配当金」 (当期3百万円)は営業外収益の総額の100分の10以下 となったため、当期より営業外収益の「その他」に含め て表示することに変更いたしました。

#### (損益計算書)

- 1.前期まで区分掲記しておりました「受取利息」(当期3百万円)は営業外収益の総額の100分の10以下となったため、当期より営業外収益の「その他」に含めて表示することに変更いたしました。
- 2.前期まで営業外収益の「その他」に含めていた「受取配当金」は営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当期より区分掲記することといたしました。 なお、前期の営業外収益の「その他」に含まれる「受取配当金」は3百万円であります。
- 3.前期まで区分掲記しておりました「受取賃貸料」 (当期5百万円)は営業外収益の総額の100分の10以下 となったため、当期より営業外収益の「その他」に含め て表示することに変更いたしました。
- 4.前期まで営業外費用の「その他」に含めていた「支払手数料」は営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当期より区分掲記することといたしました。 なお、前期の営業外費用の「その他」に含まれる「支払手数料」は8百万円であります。

#### 注記事項

(貸借対照表関係) 前事業年度 当事業年度 (平成19年10月31日) (平成20年3月31日) \* 1 担保資産及び担保付債務 \* 1 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産は次のとおりであります。 現金及び預金 90百万円 現金及び預金 50百万円 担保付債務は次のとおりであります。 担保付債務は次のとおりであります。 銀行保証 銀行保証 90百万円 50百万円 (前払式証票発行及びライセンス契約に伴う支 (前払式証票発行に対するもの) 払いに対するもの) \*2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、平成17 2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、平成17 年9月22日付で株式会社みずほ銀行をエージェン 年9月22日付で株式会社みずほ銀行をエージェン トとするリボルビング・クレジット・ファシリ トとするリボルビング・クレジット・ファシリ ティ契約を締結いたしました。その内容は、次のと ティ契約を締結いたしました。なお、当事業年度末 おりであります。なお、財務制限条項(平成19年6月 における借入実行残高はありません。 29日に一部変更)に抵触した場合は、本契約にかか る一切の債務について期限の利益を喪失し、直ちに これらの債務を弁済しなければならないことが定 められています。 リボルビング・クレジット・ファシリティ契約に係る 借入未実行残高は、次のとおりであります。 総借入極度額 2.000百万円 借入実行残高 500 " 差引額 1.500 " 財務制限条項 借入人は、本契約締結日以降の各決算期の末日におい て、貸借対照表(連結ベース)の従来の「資本の部」の金 額を平成17年1月決算期末日における貸借対照表(連結 ベース)の資本の部の金額の80%以上に維持することを 確約する。 \*3 関係会社に対する事項 \* 3

関係会社に対する資産の合計額が資産の総額の100分の1を超過しており、その合計額は179百万円であります。

4 受取手形の割引高は、52百万円であります。

4 受取手形の割引高は、21百万円であります。

#### (損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成19年2月1日 至 平成19年10月31日)

### \* 1 他勘定振替高の内訳

販売費及び一般管理費15百万円営業外費用288百万円

営業外費用への振替は、商品処分等であり、営業 外費用への計上は、収入金額を相殺のうえ表示 しております。

\* 2 販売費の割合はおおよそ76.3%であり、一般管理費の割合はおおよそ23.7%です。

主要な費目及び金額は次のとおりであります。

広告宣伝費 422百万円 給料・手当 1,637百万円 賞与引当金繰入額 258百万円 地代家賃 940百万円 減価償却費 56百万円 ポイント引当金繰入額 46百万円

#### \* 3 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループに ついて減損損失を計上いたしました。

### 宝飾店舗

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
建物 建物附属設備 店舗 器具備品 資産 土 地 長期前払費用 リース資産	関東地区	255	
	器具備品 土 地 長期前払費用	中部地区	10
		近畿地区	6
		中国地区	0
合計			273

### 減損損失の金額

建物	11百万円		
建物附属設備	26 "		
器具備品	17 "		
土地	146 "		
長期前払費用	10 "		
リース資産	61 "		
	273 11		

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位としてグルーピングしております。店舗については、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなる見込みであるため、または、取締役会において退店の決議がなされたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。建物及び土地については、固定資産税評価額を合理的に調整した価額により算出し、その他については売却可能性が見込めないため、零としております。

当事業年度 (自 平成19年11月1日 至 平成20年3月31日)

#### \* 1 他勘定振替高の内訳

販売費及び一般管理費 3百万円営業外費用 5百万円

営業外費用への振替は、商品処分等であり、営業 外費用への計上は、収入金額を相殺のうえ表示 しております。

\* 2 販売費の割合はおおよそ83.7%であり、一般管理費の 割合はおおよそ16.3%です。

主要な費目及び金額は次のとおりであります。

広告宣伝費	134百万円
給料・手当	943百万円
賞与引当金繰入額	98百万円
地代家賃	541百万円
減価償却費	49百万円

### \* 3 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループに ついて減損損失を計上いたしました。

#### 宝飾店舗

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
	建物附属設備 店舗 器具備品 資産 長期前払費用 リース資産	関東地区	17
		中部地区	9
		近畿地区	17
		四国地区	11
合計			55

### 減損損失の金額

建物附属設備 3百刀	
器具備品	7 "
長期前払費用	4 "
リース資産	39 "
	55 "

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位としてグルーピングしております。 店舗については、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなる見込みであるため、帳簿価格を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しておりますが、売却可能性が見込めないため、零としております。

EDINET提出書類 株式会社ベリテ(E03181) 有価証券報告書

	H
前事業年度 (自 平成19年2月1日 至 平成19年10月31日)	当事業年度 (自 平成19年11月1日 至 平成20年3月31日)
* 4 関係会社に対する事項 関係会社に対する営業外収益の合計額が営業外 収益の総額の100分の10を超過しており、その合 計額は6百万円であります。	* 4

#### (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成19年2月1日至平成19年10月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式 数(千株)	当事業年度増加株 式数(千株)	当事業年度減少株 式数(千株)	当事業年度末株式 数(千株)
普通株式 (注)1,2	1,396	199	9	1,586
A種優先株式(注)3,4	-	125	125	-
合計	1,396	324	134	1,586

- (注) 1.普通株式の自己株式の株式数の増加199千株は、市場買付による取得193千株及び単元未満株式の買取による増加6千株であります。
  - 2.普通株式の自己株式の株式数の減少9千株は、ストックオプションの行使に伴う自己株式の処分による減少であります。
  - 3 . A種優先株式の自己株式の株式数の増加125千株は、当社普通株式を対価とする取得請求権の行使により A 種優先株式を自己株式として取得したことによる増加であります。
    - 4. A種優先株式の自己株式の株式数の減少125千株は、自己株式の消却による減少であります。

当事業年度(自 平成19年11月1日 至 平成20年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式 数(千株)	当事業年度増加株 式数(千株)	当事業年度減少株 式数(千株)	当事業年度末株式 数(千株)
普通株式 (注)	1,586	1	-	1,588
合計	1,586	1	-	1,588

(注)普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取によるものであります。

### 前事業年度 (自 平成19年2月1日 至 平成19年10月31日)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額(百万円)	減価償却累別 額 四	減損損 失額 額 四	期末残高相当額(百万円)
	``	(百万円)	(百万円)	
機械及び 装置	29	14	5	9
工具器具 及び備品	782	373	151	257
ソフト ウェア	200	123	-	76
合計	1,011	511	157	342

2 . 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額

1 年内	195百万円
1 年超	265 "
合計	460 "
リース資産減損勘定の残高	110 "

3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	184百	万円
リース資産減損勘定の取崩額	98	"
減価償却費相当額	176	"
支払利息相当額	7	"
減損損失	61	"

4.減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との 差額を利息相当額とし、各期への配分方法について は利息法によっております。 当事業年度 (自 平成19年11月1日 至 平成20年3月31日)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引

1.リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額 額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当(百万円)	減価償 却累計 額 百万円)	減損 損 失期 額 (百万円)	期末残 高相当 額 (百万円)
機械及び 装置	29	15	5	7
工具器具 及び備品	763	396	190	176
ソフト ウェア	193	133	-	59
合計	985	545	196	244

2 . 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額

1 年内	185百万円
1 年超	190 "
合計	376 "
リース資産減損勘定の残高	126 "

3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料87百万円リース資産減損勘定の取崩額23 "減価償却費相当額84 "支払利息相当額3 "減損損失39 "

4.減価償却費相当額の算定方法

同左

5 . 利息相当額の算定方法

同 左

# (有価証券関係)

前事業年度及び当事業年度のいずれにおいても子会社株式で時価のあるものはありません。

# (税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成19年2月1日 至 平成19年10月31日)		当事業年度 (自 平成19年11月1日 至 平成20年3月31日)	
1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の内訳	の主な原因別	1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の内訳	の主な原因別
(単位	立:百万円)	(単位	立:百万円)
繰延税金資産		繰延税金資産	
減損損失	131	減損損失	141
未払金	44	未払費用	10
未払費用	14	賞与引当金	75
賞与引当金	104	貸倒引当金	11
貸倒引当金	71	返品調整引当金	10
返品調整引当金	15	繰越欠損金	912
繰越欠損金	873	ポイント引当金	41
ポイント引当金	48	その他有価証券評価差額金	23
役員退職慰労引当金	8	その他	15
その他	2	繰延税金資産小計	1,242
操延税金資産小計	1,314	評価性引当額	1,242
評価性引当額	1,314	操延税金資産合計	-
操延税金資産合計	-	繰延税金負債	
———操延税金負債		前払年金費用	11
前払年金費用	5		11
その他有価証券評価差額金	55	- 繰延税金資産(負債)の純額	11
   繰延税金負債合計	61		
繰延税金資産(負債)の純額	61		
2.法定実効税率と税効果会計適用後の法率との間に重要な差異があるときの、となった主要な項目別の内訳	当該差異の原因	2.法定実効税率と税効果会計適用後の法率との間に重要な差異があるときの、 となった主要な項目別の内訳	
法人税等を控除する前の当期純利益   しておりません。	いないたの記載	法定実効税率	40.6%
0 (8) 9 & 270,		(調整) 交際費等永久に損金に算入されない項 住民税均等割等 評価性引当額の増減 その他 税効果会計適用後の法人税等の負担率	3.7 9.7 39.1 3.2 11.7%

### (1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成19年2月1日 至 平成19年10月31日)		当事業年度 (自 平成19年11月1日 至 平成20年3月31日)	
1 株当たり純資産額	448円48銭	1 株当たり純資産額	452円58銭
1 株当たり当期純損失金額	87円19銭	1 株当たり当期純利益金額	11円86銭
		潜在株式調整後1株当たり当期純利 益金額	9円29銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純素	利益金額につい		
ては、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失			
であるため記載しておりません。			

- (注)1.1株当たり純資産額の計算においては、純資産額から優先株式の払込金額1,200百万円を控除しております。
  - 2.1株当たり当期純損益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

ります。		
	前事業年度 (自 平成19年2月1日 至 平成19年10月31日)	当事業年度 (自 平成19年11月1日 至 平成20年3月31日)
1 株当たり当期純損益金額		
当期純利益又は当期純損失( ) (百万円)	1,480	214
普通株主に帰属しない金額(百万円)	0	0
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失( )(百万円)	1,480	214
普通株式の期中平均株式数(株)	16,978,922	18,067,352
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	5,000,000
(うち A種優先株式)	-	2,500,000
(うち B種優先株式)	-	1,250,000
(うち C種優先株式)	-	1,250,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	A種優先株式 B種優先株式 C種優先株式 なお、優先株式の概要は、「第4提 出会社の状況 1株式等の状況(1) 株式の総数等 発行済株式」に記 載のとおりであります。 平成15年4月24日定時株主総会決 議ストックオプション (新株予約権方式) 普通株式 159千株 なお、新株予約権の概要は、「第4 提出会社の状況 1株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。	平成15年4月24日定時株主総会決議ストックオプション (新株予約権方式) 普通株式 159千株 なお、新株予約権の概要は、「第4 提出会社の状況 1株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。

# (重要な後発事象)

前事業年度	当事業年度
(自 平成19年2月1日	(自 平成19年11月1日
至 平成19年10月31日)	至 平成20年3月31日)
	当社は、平成20年4月15日開催の取締役会において、ディジコ・ホールディングス・リミテッドによる当社株式の公開買付けに賛同の意を表明いたしました。本公開買付けは平成20年4月18日から平成20年5月27日まで実施され、本公開買付けが成立したことに伴い、ディジコ・ホールディングス・リミテッドが当社の親会社となりました。

# 【附属明細表】 【有価証券明細表】 【株式】

		銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)
		㈱みずほフィナンシャルグループ	80	29
		(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	40,000	34
投資有価証	その他有	東日本旅客鉄道㈱	30	24
券	価証券	(株)パスポート	10,000	2
		その他(10銘柄)	6,600	1
		小計	56,710	92
		計	56,710	92

# 【その他】

	【その他】	種類及び銘柄	投資口数等(口)	貸借対照表計上額 (百万円)
		(証券投資信託受益証券)		
     有価証券	その他有	ホープ 1 号	154,116,141	154
<b>省</b>    証分 	価証券	NZAMキャッシュ・アルファ・ファンド	252,808,300	252
		小計	406,924,441	406
		(証券投資信託受益証券)		
		ファンド・オブ・プレリーツ	17,000	204
		みずほアジアファンド ( ロングオンリー 型 )	10,000	104
		みずほエマージングボンドオープン	150,000,000	137
		ファンネックス・ジャパン・オポチュニ ティーズ	100,000,000	60
       投資有価証	その他有	スパークス・フォーカス・インベストメン ト・ファンド	5,000	46
券	価証券	みずほ欧州東欧株ファンド	50,000,000	39
		日本プライムリアリティ投資法人投資証券	50	16
		DWSロシア・欧州新興国株投信	10,000,000	10
		DWS地球温暖化対策関連株投信	1,000	7
		(投資事業組合等への出資)		
		C JAパンパシフィック・レインボー 1 号 投資事業組合	100	69
		小計	310,033,150	696
		計	716,957,591	1,103

### 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残 高(百万円)
有形固定資産							
建物	287	27	8 (3)	307	161	14	145
工具器具及び備品	286	45	12 ( 7)	319	156	25	162
土地	98	-	-	98	-	-	98
建設仮勘定	36	38	73	1	-	-	1
有形固定資産計	709	112	93 ( 11)	727	318	39	409
無形固定資産							
商標権	-	-	-	0	0	0	0
ソフトウェア	-	-	-	118	54	9	64
その他	-	-	-	28	0	0	27
無形固定資産計	-		-	147	55	9	92
長期前払費用	68	6	10 ( 4)	64	24	6	39
繰延資産							
	-	-	-	-	-	-	-
繰延資産計	-	-	-	-	-	-	-

- (注) 1.「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。
  - 2.無形固定資産の金額が総資産の100分の1以下であるため、「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

### 【引当金明細表】

区分	前期末残高(百万円)	当期増加額(百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	177	28	149	27	28
賞与引当金	258	98	171	-	185
返品調整引当金	39	26	39	-	26
ポイント引当金	119	11	28	-	102
役員退職慰労引当金	20	2	-	22	-

- (注)1 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替によるものであります。
  - 2 役員退職慰労引当金の当期減少額の「その他」は、平成20年1月30日開催の定時株主総会をもって役員 退職慰労金制度の廃止を決議し、廃止時点での引当金残高を取崩したものであります。 なお、期末未払額22百万円は固定負債の「その他」に計上し、その支払については、役員の退任時と しております。

# (2)【主な資産及び負債の内容】

資産の部

# 1)現金及び預金

区分	金額(百万円)	
現金	10	
預金		
当座預金	1,366	
定期預金	820	
その他の預金	154	
計	2,340	
合計	2,350	

# 2)受取手形

# (イ) 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
三菱UFJニコス(株)	275
(株)ライフ	138
㈱ジャックス	112
㈱セントラルファイナンス	66
合計	592

# (口) 決済期日別内訳

期日	金額(百万円)
平成20年 4 月	152
5月	114
6月	107
7月	96
8月	80
9月以降	40
合計	592

# 3) 売掛金

# (イ) 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
㈱ジャックス	167
㈱ライフ	158
㈱オリエントコーポレーション	151
従業員	89
㈱ジェーシービー	45
その他	173
合計	786

### (ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	次期繰越高 (百万円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	(C) × 100 (A) + (B)	(A) + (D) 2 (B) 152
802	2,077	2,093	786	72.70	58.13

- (注)1. 当期発生高には、消費税等が含まれております。
  - 2.第64期は、決算期変更により平成19年11月1日から平成20年3月31日までの5ヶ月となっております。

# 4)商品

区分	金額(百万円)	
ダイヤ指輪	957	
その他の指輪	703	
ネックレス	1,304	
装身具その他宝石	968	
宝石以外	104	
合計	4,038	

# 5)貯蔵品

区分	金額 (百万円)
ケース	21
その他	11
合計	33

### 6)敷金・差入保証金

相手先	金額(百万円)
(株)イトーヨーカ堂	309
川崎アゼリア(株)	159
東武ビル管理㈱	129
(株)西友	108
京都ステーションセンター(株)	103
その他	1,777
合計	2,588

# 負債の部

### 1)支払手形

### (イ) 支払先別内訳

相手先	金額(百万円)
(株)エヌジェー	302
㈱柏圭	292

	La contraction of the contractio
相手先	金額(百万円)
㈱山勝	192
(株)桑山	102
(株)アトリエ・オドー	89
その他	1,306
合計	2,287

# (口)期日別内訳

期日	金額(百万円)
平成20年 4 月	505
5月	613
6月	548
7月	323
8月	296
9月以降	0
合計	2,287

# 2)買掛金

相手先	金額(百万円)
(株)エヌジェー	105
㈱柏圭	35
㈱山勝	35
(株)ナガホリ	24
㈱ジェイ・ケイ	21
その他	325
合計	548

# (3)【その他】

該当事項はありません。

# 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	(注) 1
	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
定時株主総会 	(注) 2
基準日	(注) 3
株券の種類	1,000株券及び10,000株券の株式数を表示した株券
剰余金の配当の基準日	(注)4
1 単元の株式数	1,000株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社本店
株主名簿管理人	東京都港区芝三丁目33番 1 号 中央三井信託銀行株式会社
取次所	中央三井信託銀行株式会社 全国各支店 日本証券代行株式会社 本店及び全国各支店
   名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 本店
   株主名簿管理人	東京都港区芝三丁目33番 1 号 中央三井信託銀行株式会社
	中央三升信託銀行株式会社   中央三井信託銀行株式会社 全国各支店
取次所	日本証券代行株式会社 本店及び全国各支店
買取手数料 公告掲載方法	以下の算式により1単元当たりの金額を算定し、これを買取った単元未満株式の数で按分した金額の85%とする。 (算式) 1 株当たりの買取単価に 1 単元の株式数を乗じた金額のうち次の区分ごとに算出した合計額とする。 100万円以下の金額につき 1.150% 100万円を超え500万円以下の金額につき 0.900% 500万円を超え1,000万円以下の金額につき 0.700% 1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき 0.575% 3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき 0.375% (円未満の端数を生じた場合には切り捨てる。) ただし、1単元当たりの算定金額が2,500円に満たない場合には、2,500円、5,000万円を超えた場合には、272,500円とする。 電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
	公告掲載URL http://www.verite.jp/corporate/press.html
   株主に対する特典	(注)5

- (注)1. 平成18年11月30日開催の臨時株主総会決議に基づく定款変更により次のとおりとなりました。
  - 第64期事業年度につきましては、平成19年11月1日から平成20年3月31日までの5ヶ月といたします。 第65期事業年度以降につきましては、4月1日から翌年3月31日までとなります。
  - 2. 平成18年11月30日開催の臨時株主総会決議に基づく定款変更により次のとおりとなりました。
    - 第64期定時株主総会につきましては、平成20年6月中の開催となります。
    - 第65期以降の定時株主総会につきましては、毎年6月中の開催となります。
  - 3. 平成18年11月30日開催の臨時株主総会決議に基づく定款変更により次のとおりとなりました。
    - 第64期事業年度の定時株主総会の議決権の基準日につきましては、平成20年3月31日となります。第65期事業年度以降の定時株主総会の議決権の基準日につきましては、毎年3月31日となります。

- 4. 平成18年11月30日開催の臨時株主総会決議に基づく定款変更により次のとおりとなりました。 第65期事業年度以降の剰余金の配当の基準日につきましては、毎年9月30日となります。期末配当の基準日に つきましては、毎年3月31日となります。
  - 5.上記3及び4の記載日現在で1,000株以上保有している株主に対し、次のとおりそれぞれ発行しております。

株主ご優待割引券	株主ご優待商品券(5,000円)
(1) 発行基準	(1) 発行基準
1,000株以上 1枚	1,000株以上 2枚
3,000株以上 2枚	
5,000株以上 3枚	
10,000株以上 5枚	
(2) 優待方法	(2) 優待方法
本券1枚につき1回の使用とし、お買上額の10%の割	本券1枚につき1回の使用とし、「株主ご優待割引
<b>₹</b> I	券」と併用して使用可能
(3) 有効期限	(3) 有効期限
3月31日現在の株主に対する発行分	3月31日現在の株主に対する発行分
翌年1月31日まで有効	翌年6月30日まで有効
9月30日現在の株主に対する発行分	9月30日現在の株主に対する発行分
翌年7月31日まで有効	翌年12月31日まで有効
上記事業年度変更に伴い有効期限が変わる場合がありま	上記事業年度変更に伴い有効期限が変わる場合がありま
すが、発行時点でご案内いたします。	すが、発行時点でご案内いたします。
(4) 対象店舗	(4) 対象店舗
株式会社ベリテ全店舗	株式会社ベリテ全店舗
(ただし、アウトレット及びトレジャーアイランド各	
店はご利用になれません)	

### 第7【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

#### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第63期)(自 平成19年2月1日 至 平成19年10月31日)平成20年1月30日関東財務局長に提出

#### (2) 訂正報告書

有価証券報告書の訂正報告書

事業年度(第62期)(自 平成18年2月1日至 平成19年1月31日)平成19年12月3日関東財務局長に提出事業年度(第62期)(自 平成18年2月1日至 平成19年1月31日)平成19年12月11日関東財務局長に提出事業年度(第62期)(自 平成18年2月1日至 平成19年1月31日)平成20年1月23日関東財務局長に提出事業年度(第63期)(自 平成19年2月1日至 平成19年10月31日)平成20年6月20日関東財務局長に提出

#### (3) 臨時報告書

平成20年4月17日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書であります。

平成20年5月28日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号の規定に基づく臨時報告書であります。

# 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

平成20年1月30日

株式会社ベリテ

取締役会 御中

### 新日本監査法人

指定社員 公認会計士 荒田 和人 印 業務執行社員

指定社員 公認会計士 白羽 龍三 印 業務執行社員

指定社員 業務執行社員 公認会計士 成田 礼子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ベリテの平成19年2月1日から平成19年10月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ベリテ及び連結子会社の平成19年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。 追記情報

- 1.継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は当連結会計年度において781百万円の営業損失を計上し、3期連続の営業損失となった。当該状況により継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない。
- 2. 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載のとおり、会社は当連結会計年度からポイントカード制度により付与したポイントについては、ポイント使用時に売上高の控除として計上する方法からポイント引当金を計上する方法に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

平成20年6月25日

株式会社ベリテ

取締役会 御中

#### 新日本監査法人

指定社員 公認会計士 荒田 和人 印 業務執行社員

指定社員 公認会計士 白羽 龍三 印業務執行社員

指定社員 公認会計士 成田 礼子 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ベリテの平成19年11月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ベリテ及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

- 1.継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は当連結会計年度において237百万円の営業利益を計上したものの、前連結会計年度まで3期連続の営業損失を計上している。また、当連結会計年度は決算期変更に伴い5ヶ月決算と変則的なものであり、収益基盤が安定したと判断できる状況に至っておらず、当該状況により継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、上記のような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない。
- 2. 重要な後発事象に記載のとおり、ディジコ・ホールディングス・リミテッドによる公開買付けの結果、同社が会社の親会社となった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

平成20年1月30日

株式会社ベリテ

取締役会 御中

#### 新日本監査法人

指定社員 公認会計士 荒田 和人 印 業務執行社員

指定社員 公認会計士 白羽 龍三 印業務執行社員

指定社員 公認会計士 成田 礼子 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ベリテの平成19年2月1日から平成19年10月31日までの第63期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ベリテの平成19年10月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

- 1.継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は当事業年度において736百万円の営業損失を計上し、3期連続の営業損失となった。当該状況により継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映していない。
- 2. 重要な会計方針に記載のとおり、会社は当事業年度からポイントカード制度により付与したポイントについては、ポイント使用時に売上高の控除として計上する方法からポイント引当金を計上する方法に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

平成20年6月25日

株式会社ベリテ

取締役会 御中

#### 新日本監査法人

指定社員 公認会計士 荒田 和人 印 業務執行社員

指定社員 公認会計士 白羽 龍三 印業務執行社員

指定社員 公認会計士 成田 礼子 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ベリテの平成19年月11月1日から平成20年3月31日までの第64期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ベリテの平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

- 1.継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は当事業年度において229百万円の営業利益を計上したものの、前事業年度まで3期連続の営業損失を計上している。また、当事業年度は決算期変更に伴い5ヶ月決算と変則的なものであり、収益基盤が安定したと判断できる状況に至っておらず、当該状況により継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、上記のような重要な疑義の影響を財務諸表には反映していない。
- 2. 重要な後発事象に記載のとおり、ディジコ・ホールディングス・リミテッドによる公開買付けの結果、同社が会社の親会社となった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上